

# 十～十三世紀のチャンパーにおける交易

——中国への朝貢活動を通して見た——

重 松 良 昭

南方文化 第31輯 抜刷

2004年11月



# 十～十三世紀のチャンパーにおける交易

——中国への朝貢活動を通して見た——

重 松 良 昭

## 目 次

はじめに	第三章 朝貢品の検討
第一章 朝貢回数の検討	おわりに
第二章 朝貢使の検討	

## は じ め に

チャンパーの歴史は、従来「二～十五世紀の、ヴェトナム中部の海岸部にチャム人によって建てられたインド化された国家であり、広大な平野と集権国家を持たないために周辺諸国に圧迫され続けた」という、セデス氏が[1989]の中で描いた見方が支配していた。そして宋代、とりわけヴェトナムの中国からの独立以降、チャンパーはその圧迫を受けて衰退の一途をたどったとされた。それに対して1970年代に入るとポー・ダルマ氏、マンガン氏らの研究により、滅亡したとされる時期におけるチャンパー及びチャム人の活躍が描かれ、新しい近世チャンパー像が提示された[桃木, 1996; 1997]。また東南アジアの国家構造や経済基盤に関する様々な理論が案出されてきており、そのような流れの中で、ウォルターズ氏[1982]のマンダラ論<sup>(1)</sup>などが示す「東南アジア的」性格がチャンパーにも当てはまる<sup>(2)</sup>ことが、遠藤氏[1996]によって論じられ、中央集権化されないチャンパーの性格というもの、東南アジアの一般的な国家と変わらないことが明らかになった。そして桃木氏[1992]によって、従来ヴェトナムの一貫した南進=チャンパーの衰退とされたものが、最終的にヴェトナムがチャンパーに対する優位を確立したのは十四世紀末か十五世紀になってからであることが明らかにされた。このように従来のチャンパー像が改められてきている。

チャンパーの経済的側面については、チャンパーが広大な平野を持たないために、ヴェトナムやカンボジアのように農業に依存できなかったと考えられたことから、それに代わるものとして交易が重要な経済的基盤であったとされてきた。そしてそのような観点からチャンパー王権と交易の関係について主に概説の中で触れられてきた。宋代における交易については、1980年代までは、チャンパーが中国と南海及び西方を結ぶ国際幹線上の拠点であり、またチャンパーにおけるムスリムの活動が注目されていたため、チャンパーはその経済的基盤を中継交易に置

いていたとされてきた [和田, 1970; 1971; 1987; 張, 1974]。ところが, 1990年代に入ると, その中継交易活動に触れつつも, むしろ力点が沈香や象牙などチャンパーの産出する森林生産物に移ってきている [桃木, 2001; 桜井, 1999; 2002]。このように宋代におけるチャンパーの交易に対する評価は変化してきている。また英語圏ではケネス・R・ホール氏 [1985; 1992] のように, チャンパーは農業だけでなく交易もまたその経済基盤とすることができず, その代わりとして略奪に依存したという評価がなされている。ホール氏の説においてはチャンパーの交易は中継交易の側面を中心に捉えられており, シュリーヴィジャヤの国家構造が理想と考えられ, チャンパーは同様の構造をもち得なかったとされている。ホール氏の説の問題点については別に稿を改めて検討するので, ここでは詳しく取り上げない。

このように各説はいずれも概説の中で触れられることが多く, 個別に述べられているだけで, 他の説との関係が明らかにされないままになっており, またチャンパー王権と交易の関係について, その具体的な内容や意義については詳細な検討がなされてこなかったように思われる。<sup>(3)</sup> 筆者の関心は, チャンパー王権と交易の関係がいかなるものであったのかを明らかにすることにあるが, その基礎的な作業として, 本稿ではチャンパーに関する諸史料を利用して, チャンパーが中国への朝貢を再開した十世紀から宋の滅亡する十三世紀末までの時期におけるチャンパーをめぐる交易の状況を, 特にチャンパーの中国に対する朝貢活動を通じて明らかにすることにし, 併せて各説がいかなる背景の中で述べられてきたのかを整理したい。

## 第一章 朝貢回数 of 検討

チャンパー (占城) における交易について考察する際に, 占城の中国への朝貢を検討することが不可欠である。それはチャンパーの碑文からは現在解読されている限りにおいて交易に関する情報が得られない [Jacques, 1986: 333] のに対して, 中国史料においては朝貢に関する記録がかなり豊富に存在し, またその情報量も多いため, それを通じてチャンパーの交易の状況を見ることができるからである。そこで占城の朝貢活動から窺われる交易の様相について検討する前に, まず占城の朝貢回数の確定作業を行っておきたい。占城の朝貢については, マスペロ氏が [1911; 1988] の中で, 主に『宋史』及び『文献通考』に依拠して政治的, 外交的な観点から取り上げている。そしてその研究に基づいてフェラン氏 [1919: 8-11] がチャンパーの中国に対する朝貢年次を列挙しており, そのうち五代・宋代に当たるものはそれぞれ3回・42回である。ただフェラン氏にはマスペロ氏の挙げた朝貢を抽出する際に抜け落ちているものも多くあり, またマスペロ氏の研究自体も当時の史料制約のため現在の状況から見れば不十分といわざるを得ない。

中国においては林天蔚氏 [1986] が宋代における諸外国の中国に対する香薬の朝貢を検討する中で触れている。また張祥義氏 [1974] が南宋時代の市舶司貿易の形態に関する考察の中で占城

を取り上げて、種々の史料を用いてかなり詳細に考証している。しかし、両氏とも主題としているのはチャンパーの朝貢ではない。また林氏には遺漏や誤解も見られるし、張氏は精緻な考証を行なっているが、それでも若干訂正すべき点が見受けられる。それ以外にもわが国においては宋代におけるチャンパーの朝貢総数について様々に述べられているが、その詳細や根拠は示されていない。<sup>(5)</sup>以下に五代及び宋代における占城の朝貢回数の確定作業を行なっていくが、<sup>(6)</sup>宋代に関しては朝貢回数の内訳及びその典拠を挙げて検討を行なっている林氏及び特に張氏の研究を基礎とし、その中で問題のあるものを取り上げて検討を加えていくことにする。

なお主要史料としては、従来から用いられている『宋会要輯稿』蕃夷四 占城、蕃夷七 歴代朝貢（以下『会要』蕃夷四、蕃夷七と略記）、『山堂先生群書考索』後集卷六四 財賦門 四夷方貢（以下『考索』と略記）、『玉海』卷一五四 朝貢 献方物、『宋朝事实』卷一二 儀注二 諸蕃入朝（以下『事实』と略記）、『文献通考』卷三三二 四裔考九 占城（以下『通考』と略記）、『宋史』、『続資治通鑑長編』（以下『長編』と略記）などを用い、併せて宋代文集に収録された占城の朝貢に関する制勅などを新たに利用する。

#### ○広順元年、顕徳五年、同六年の朝貢

顕徳五年（958）九月の朝貢については『五代会要』卷三〇、『旧五代史』卷一一八、『新五代史』卷一二及び卷七四、『冊府元龜』卷九七二、『太平寰宇記』卷一七九に、顕徳六年（959）六月の朝貢については『冊府元龜』卷九七二及び『新五代史』卷一二に記載がある。マスベロ氏 [1911 : 62 ; 1988 : 119] は広順元年（951）九月にチャンパーからの朝貢を挙げ、その典拠として『冊府元龜』卷九七二を挙げているが、そのような記述はない。おそらく顕徳五年九月の朝貢を誤ったものと思われる。<sup>(8)</sup>また桃木氏は五代における中国への朝貢を二回とし、そのうち一回を広順元年としているので、顕徳五年と同六年の朝貢を一連のものと考えている。しかし、『五代会要』卷三〇には「其年（顕徳五年）十一月、入朝使甫阿散・金婆叵羅辭各賜繪帛有差。仍命齎金銀器一千兩・繪綵一千疋・細甲・名馬・銀鞍勒等、就賜其國王」とあり、<sup>(9)</sup>入朝使甫阿散、金婆叵羅が辞する際に、それぞれ繪帛を賜ったわけであるから、甫阿散（蒲訶散）は一度帰国してから翌年に再び朝貢したものと考えられるので、やはり別の朝貢とすべきであろう。<sup>(10)</sup>

#### ○建隆元年、同二年の朝貢

従来の研究では建隆元年（960）と同二年（961）に別々に朝貢があったと考えられてきた [林, 1986 : 168-169 ; 張, 1974 : 266]。<sup>(11)</sup>しかし、建隆元年は十二月二十七日に、建隆二年は一月五日に朝貢が行なわれたとされる。その二つの朝貢の間隔は八日である。これを二つの異なる朝貢があったと考えるよりは、同一の朝貢が別々の機会に記録されたと考える方が自然ではなかろうか。建隆元年の遣使者は釈利因塔蛮、使者は菩訶薩布君等であり、同二年の遣使者は釈利因陀

盤、使者は蒲訶散等である。釈利因塔蛮と釈利因陀盤は同一人物であり、Śri Indravarman の音写である。また菩訶薩布君は菩訶薩と布君の二者に分けられており、前者は蒲訶散と同一人物であって、Abū Ḥasan の音写である [張, 1974: 266; 284]。このように建隆元年と同二年の朝貢において遣使者と使者の名が一致していると考えられることが、この二つの朝貢が実際は同一のものであったことの証拠となる。また同一人物が建隆元年と同二年で異なる文字で表記されているのは、別々の機会に異なる機関によって記録されたためと考えられる。更に「表章書于貝多葉」という文章が、『会要』蕃夷四、『通考』、『宋史』卷四八九では建隆二年の朝貢の記事にあるのに対して、『玉海』では建隆元年の朝貢の記事にある。これは『玉海』の編者がこの二つの朝貢を同一のものであると考えていたことの反映であると思われる。以上のことから建隆元年と同二年の朝貢は同一の朝貢が異なる機会に記録されたものと考えたい。本稿ではこれらを建隆元年に統一することにする。

#### ○建隆三年八月、同年九月の朝貢

建隆三年(962)の朝貢については、主要史料には全て「九月」に朝貢が行なわれたとあるが、『嶺外代答』卷二 外国門上 占城国の条(以下『嶺外代答』占城国の条と略記)には「八月」とある。張氏 [1974: 274] は『嶺外代答』の記事を否定したが、八月に宋へ朝貢使が到着した際に記録された文書が『嶺外代答』に利用され、その後、九月に都へ到着した際の記録がその他の史料で利用されたとも考えられる。ただいづれにしてもこの年の朝貢は一度であると思われるので、九月に統一しておく。ところで林氏 [1986: 170] は乾徳三年(965)九月の朝貢を挙げているが、<sup>(12)</sup> 典拠に見当たらない。これは建隆三年九月の朝貢を誤って挙げたものと思われる。

#### ○乾徳四年三月、同年四月、同年九月の朝貢

乾徳四年(966)には、『会要』蕃夷四、『玉海』、『事實』によると三月と九月の二度、『宋史』卷二、『長編』卷七、『通考』によると三月と四月と九月の三度朝貢があったとされる。張氏 [1974: 274] は『会要』等に遺漏があったと考えたのか、何の疑問もなく三度朝貢が行なわれたとしている。しかし、三月と四月の朝貢の間隔は二十三日であるので、別々の朝貢があったと考えるよりも、同一の朝貢が別々の機会に記録されたと考えた方が自然ではなからうか。これについては『会要』の三月の朝貢の記述の後に、四月の朝貢の記事はなく、「六月、遣還本國」とあり、それは『玉海』も同様である。『会要』と『玉海』の編者は三月の朝貢使が六月に本国へ戻ったと考えているので、もしこの認識が正しいとすれば、やはり同一の朝貢が三月と四月に別々に記録されたことになる。更に『会要』蕃夷四によれば三月の朝貢の遣使者は悉利因陀盤であり、『長編』卷七によれば四月の朝貢の遣使者は悉利馳盤である。両者ともに Śri Indravarman の音写であると考えられるので、このことから三月と四月の朝貢が同一のものであることが確

かめられる。九月の朝貢については三、四月の朝貢とは別のものであることは、六月に使者が戻っていることから、また使者名が三月には因陀玢李帝婆羅と白不羅低冬、九月には李咩と異なっていることから明らかである。従って乾徳四年には三月と九月の二度朝貢が行なわれたことが判明する。

#### ○開宝元年、同二年、同三年の朝貢

開宝元年(968)の朝貢については『考索』、同二年(969)の朝貢については『事実』のみに記載がある。それに対して同三年(970)の朝貢については上記の二史料及び『長編』を除いた主要史料に記載がある。ここで元年と二年と三年はしばしば互いに誤って記されることがある<sup>(13)</sup>という事実を考えると、元年と二年の朝貢は三年の朝貢の誤りである可能性が考えられる。更にこの三つの朝貢のうち日付の記載まであるのは元年だけで、その日付は「四月甲辰」であるのだが、開宝元年四月には「甲辰」に当たる日付がない。そこで上で述べた可能性が妥当であるかを確かめるために、開宝三年四月に甲辰に当たる日付が存在するかどうか調べてみたが、存在しなかった。念のため開宝二年四月についても調べたが、やはり存在しない。ところが占城の宋への朝貢を見てみると、開宝六年(973)四月甲辰に朝貢があったことが分かる。開宝六年四月には確かに「甲辰」に当たる日付がある。おそらく「元」と「六」の字は形が似ていることから、『考索』では開宝六年四月甲辰の朝貢を開宝元年四月甲辰と誤って記載したのではないだろうか。開宝六年四月甲辰の朝貢の記載が『考索』にはないことも傍証になる。このように開宝元年の朝貢が同六年の朝貢の誤りであることが判明した。開宝二年の朝貢については日付もなく、他の朝貢の誤りであるとする根拠もないので、開宝二年には朝貢があったものとしておく。

#### ○淳化三年の朝貢

淳化三年(992)には十二月に朝貢が行なわれたことが主要史料全てに見える。林氏[1986:175]及び張氏[1974:269]はそれに加えて淳化三年には別に朝貢があったとしている。その根拠として張氏は『会要』蕃夷四、『宋史』卷四八九、『仏祖統紀』卷四三を挙げている。それらを見ると、例えば『会要』には占城王からの朝貢の記事に続いて「本國僧淨戒又獻金龍腦・金鈴・銅香爐・如意等、各優賜之」とあり、おそらくこれを張氏は占城からの朝貢の一つに数えている。しかし、これは占城からの別の朝貢というよりは、占城王の朝貢とともに淨戒がやって来て贈物を献上したというに過ぎず、これを占城からの別の朝貢とすべきではない。

#### ○皇祐五年の朝貢

皇祐五年(1053)には四月に朝貢があったことが『考索』と『事実』を除く主要史料に見え

る。更に同年十一月に占城からの朝貢があったことが『会要』蕃夷七に見える。この朝貢については、林氏は取り上げているが、張氏は取り上げておらず、またそれについて何らの言及もされていない[林, 1986: 184; 張, 1974]。

これについては土肥氏[2003: 13]が『会要』蕃夷四所引の『中興礼書』にある紹興二十五年の占城の朝貢に関する記録を通して朝貢品と回賜について検討した中で、『中興礼書』に記載された紹興二十五年の朝貢品と皇祐五年十一月のそれとが、前者では箋香の数量が「四千五百二十八斤」であるのに対して、後者では「四千二百五十八斤」となっている外は同じであること<sup>(15)</sup>から、皇祐五年十一月の条は錯簡であることを指摘しているが、これが妥当であろう。従って、皇祐五年の朝貢は四月にのみ行なわれたことになる。

ところで錯簡の原因を土肥氏は「『宋会要』の編纂者が占城の条の皇祐五年四月に占城の朝見使、朝辞使が多くの公服、絹を回賜としてもらっている記事を見て、献上品として皇祐年間に入れてしまった」と推定している。これについて筆者は『会要』蕃夷四の紹興二十五年八月二十一日の条に、以前の占城の朝貢の際の対応を参考にしている記事があるが、そこでは皇祐五年等を参考にしたことが記されているので、これも錯簡に関係していると考えている。

#### ○至和二年、嘉祐元年の朝貢<sup>(16)</sup>

至和二年(1055)の朝貢については『会要』蕃夷七のみに記載があるのに対して、嘉祐元年(1056)の朝貢については『考索』と『事実』を除いた主要史料に記載がある。使者はそれぞれ満息沙陁毘、蒲息陁毘であり、ともに Abū Satabat の音写であって[張, 1974: 285], 同一人物であると考えられる。至和二年は十一月四日に、嘉祐元年は閏三月十七日に朝貢が行なわれ[張, 1974: 271], その二つの朝貢の間隔は百六十一日であり、およそ五ヶ月半の開きがあるが、一旦この使者が本国へ戻って、再び中国を訪れたとは少し考えにくい。なぜなら例えば『会要』蕃夷四の紹興二十五年の朝貢に関する記事を見れば、その手続きが記されており、中国へ到着してから首都に至るのに数ヶ月かかっているからである[桃木, 1999: 120; 土肥, 2003]。首都が紹興二十五年の場合は杭州であったのに対して、嘉祐元年の場合は開封であったので、更に時間を要したことは間違いない。またもしも使者が異なっていれば別々に朝貢を行なった可能性が考えられるが、この場合使者は同一である。従ってこの二つの朝貢は同一のものであると考えたい。本稿ではこれらを嘉祐元年に統一することにする。

なお、胡宿撰『文恭集』卷二六に彼の起草した勅書等が収録されているが、そこに「賜占城國王俱舍利波微收羅婆麻提楊ト敕書」と題する勅書<sup>(17)</sup>があり、その内容は次のとおりである。

省所差人進奉生象二頭・象牙二百二株・葉犀大小一百九十一株・下色紫礦一百九十一斤・中色煎香五百斤・下色煎香五百斤事具悉。卿長治國，蕃聿修王職，地雖居于遐外，世彌篤于恪忠，匪忘存闕之誠，來效占風之貢，俾爰使指，載越溟津，亟覽表章，深嘉誠節，式將



乃眷之意，特推加惠之恩，當體寵優，益思欽順。今回賜卿銀三千兩・錢一百貫文，至可領也。其差來蒲息陁琶等到闕，各支賜對見朝辭衣物・銀器・衣著等。令于殿前都使衙安下，及差鴻臚少卿劉舜臣等館伴。令御厨翰林儀鸞司往彼，祇應酒食鋪陳，其所乞白馬已支賜二匹訖。故茲示諭，想宜知悉秋涼，卿比平安好否，遣書指不多及。

胡宿が翰林学士の職に在ったのは皇祐五年五月から嘉祐六年閏八月まで（洪遵編『翰苑群書』卷一〇 学士年表）であり，この勅書はこの期間中に起草されたと思われる。占城からの朝貢のうち，この期間に当たるものは嘉祐元年（至和二年）のみであり，また勅書中に挙げられている使者の名が蒲息陁琶であるので，おそらくこの勅書は嘉祐元年の朝貢の際に出されたものであろう（皇祐五年四月及び嘉祐六年九月の場合も占城の使者はその前後数ヶ月に渡って中国に滞在していたであろうから可能性が考えられなくはないが，使者がそれぞれ異なっているのが該当しないと思われる）。そうであるならば，嘉祐元年の朝貢の遣使者が俱舎利波微収羅婆麻提楊ト Ku Śrī Parameśvaravarmadeva Yān Pu であることが判明し，また朝貢品の内容も詳細に知ることができる。

#### ○元祐元年の朝貢

元祐元年（1086）については、『宋史』卷一七、『長編』卷三八五には八月甲午に朝貢があったことを記している。また『会要』蕃夷四には「十月十五日，禮部言占城國進奉大使布靈息陁琶蒲麻勿等乞續進物，從之」という記述がある。以上から張氏 [1974: 278] は八月に朝貢があり，その際に今後継続して朝貢を行ないたいと願って，それが許されたのが，十月であると考えている。そして十二月の「續進犀袴等，詔回賜錢二千六百緡」という記事をこの年第二回目の朝貢が行なわれたものと解している。張氏はこの二度の朝貢は同じ朝貢使によって行なわれたとしているが，その根拠を具体的に示していない。それについては『会要』蕃夷七に「十二月三日，戸部言占城國進奉使蒲麻勿等續進犀袴等。詔回賜錢二千六百緡」とあり，おそらく張氏の言うように前者と後者の使者は同一であると思われる。ところでこの二つの記事の間隔は六十五日であり，嘉祐元年の朝貢の場合と同様，一旦この使者が本国へ戻って，再び中国を訪れたとは考えにくい。またこの場合も使者は同一である。従ってこれはこの年に二度朝貢があったと考えるよりも八月に朝貢した使者が更に十二月に別に贈物を献上したと考える方が良いように思われる。ところで蘇轍撰『欒城集』卷二八 西掖告詞六十一首に「占城國進奉判官蒲霞辛可保順郎將」と題する詞が収録されている。この詞が起草されたのが，同年であると考えられるので，この朝貢使のうち判官が蒲霞辛なる人物であったことが新たに知られる。<sup>(18)</sup>

#### ○宣和元年の朝貢

張氏 [1974: 273] は宣和元年（1119）に占城からの朝貢を挙げている。この年の朝貢の根拠

となる史料として、『会要』蕃夷四と『宋史』巻四八九を挙げている。しかし、このいずれの史料にも占城からの朝貢があったことを示す直接の記述はなく、占城国王に対する「加恩」の記述があるだけである。<sup>(19)</sup>張氏がこの年に朝貢があったと考えた根拠については、紹興三十二年の朝貢の項で詳述するが、薄弱と言わざるをえない。

ただ宣和元年に朝貢があった可能性を示す手掛りが存在し、それは許翰撰『襄陵文集』巻二に収録された「占城國進奉使蒲畢率等加官制」という題目の制である。その内容は次のとおりである。

朕承列聖之丕圖，撫重熙之昌運，際天所覆，奉國稱臣，爾等起於遐方，服我至化，占風雲于律呂，知中國之可朝，絕山海於梯航，奉遠珍而來貢，觀光有慶，率禮無違，嘉斯純固之誠，被以光華之秩，往欽寵數，歸榮異邦。

同書巻一及び巻二に制が収録されているのだが、起草時期の不明なものがほとんどで、配列の仕方も分からない。従ってこの点から起草時期を知ることは困難である。起草時期が知られるものは若干存在するが、それは宣和年間である。許翰については『宋史』巻三六三に伝がある。しかし、授官の年時についてはほとんど記載がないので、あまり参考にならない。汪藻撰『靖康要録』巻一～巻三によれば、靖康元年正月に給事中に、更に同年二月六日に翰林学士になっているが、同月八日には御史中丞に、同年三月には同知樞密院事にと、慌ただしく官職が移っているため、翰林学士在職中のものとは考えにくい。一方、政和八年十月（十一月己酉朔に重和元年に改元）に許翰は朝奉郎・試明堂頒政・國史編修官であったが（趙希弁『郡齋讀書志附志』類書類）、宣和元年に中書舍人に任ぜられている（趙汝愚『宋名臣奏議』巻九七 刑賞門 賞爵）。宣和七年には給事中となっているから、おおよそ宣和年間に中書舍人の地位にあったものと考えられる。以上の点を考え合わせると、この制の起草時期は宣和年間である可能性が高い。

また清代に成立した『御批歷代通鑑輯覽』巻八一の宣和元年には「占城入貢。占城，自周顯德中始入貢。其後朝貢不絕。然與交州相近，互相侵擾。至是，封為王，後每遇恩，輒加封邑，與交趾均矣」とある。『通鑑輯覽』は明の正徳年間（1506-1521）に編輯された『歷代通鑑纂要』を基に、これを増改して乾隆三十三年（1768）に成立したものである。その成立は宣和元年（1119）よりおよそ六百五十年も後のことであり、仮に『歷代通鑑纂要』の段階で既にこの記事が載せられていたとしても約四百年も隔たっている。そのうえいかなる資料に基づいたものなのかも不明であり、張氏と同様に、宣和元年の加恩の記事に基づき、この年に朝貢があったと考えた可能性があるため、これをそのまま採用するには躊躇を覚える。管見の限りでは、これ以外に宣和年間に占城の朝貢の記録は見当たらない。

しかし、いずれにしても占城国の進奉使蒲畢率等が加官されたという事実があり、この加官の制を起草したのが許翰である。許翰がこの制を起草した時期が宣和年間であると考えられ、宣和年間に占城の朝貢が知られていない以上、『通鑑輯覽』の、史料価値の低い朝貢の記録及び

占城国王に対する加恩の記録が存在する宣和元年に当てることは当面やむを得ないと考える。

### ○紹興三十二年の朝貢

張氏 [1974 : 273] は紹興三十二年 (1162) に占城からの朝貢を挙げ、その典拠として『会要』蕃夷四と『宋史』卷三三を挙げている。しかし宣和元年と同様、このいずれの史料にも占城からの朝貢を示す直接の記述はなく、そこにあるのは「加恩」の記述だけである。<sup>(19)</sup> 張氏がこれらの年に朝貢があったと考えた根拠は、建炎三年 (1129) の朝貢に関して『建炎以来繫年要録』(以下『要録』と略記) 卷一九に、

(建炎三年春正月) 己丑、奉安西京會聖宮祖宗御容於壽寧寺。懷遠軍節度使・檢校太保・占城国王楊上麻疊、加檢校太傅、大同軍節度使・檢校司空・眞臘国王金袞賓深、懷遠軍節度使・檢校司空・闍婆国王悉里地茶蘭固野、並加檢校司徒、皆用南郊恩也。時占城以方物來獻、因有是命。

とあることによる。このように建炎三年に占城国王からの朝貢が行なわれ、それが大礼に遇ったので占城国王が眞臘国王及び闍婆国王とともに加恩されたという事実があり、これを朝貢が大礼に際して行なわれた場合には加恩されるという制度と解し、宣和元年の占城国王への加恩の記事の末尾に「自是、毒〔毎〕遇郊恩、輒降制加封邑」という記事をそのような制度と見做し、また『宋史』卷一一九に、

建炎三年、占城国王遣使進貢、適遇大禮、遂加恩、特授檢校少傅、加食邑。自後、明堂郊祀、並倣此。

とあることでこの制度が建炎三年に常制になったと想定している。これによって宣和元年に占城からの朝貢があったと考えたのであろうと思われる。また紹興二年 (1132) の朝貢について『会要』蕃夷四には朝貢の記載はないが、占城国王に加恩した記事の後に「自後、郊祀加恩、並倣此」とあり、『宋史』卷一一九には占城からの朝貢が記載されている。張氏はこれも同様に考えて、この朝貢が大礼に遇ったので占城国王が加恩されたとしている。そして紹興三十二年に、占城国王鄒時芭蘭が加恩されたという記事が『会要』蕃夷四及び『宋史』卷三三に見えるのを、孝宗の即位を祝して占城が朝貢し、加恩されたのであろうと想定している。

しかし、本当にそのような解釈は妥当であろうか。例えば桃木氏 [1999 : 127] によると、この建炎三年に行なわれた占城国の朝貢が大礼にあたっていたために占城国王だけでなく、眞臘国王と闍婆国王もともに加恩されているが、この二名については中国にこの時朝貢してはいないのである。また闍婆国王悉里地茶蘭固野についてはその後七度も加恩されているが、これらの時にも朝貢があったわけではない。<sup>(21)</sup> 建炎三年の朝貢及び加恩に関する『宋史』卷一一九の記事の解釈としては、張氏の考えるように、朝貢が大礼の際に行なわれた時に加恩が行なわれるというものと、朝貢が大礼の時に行なわれ、その時加恩が行なわれたのを基にして今後大礼の

際には加恩を行なうというものの二つが考えられると思う。張氏はこの前者の立場に立って、宣和元年の記事の「自是、毒〔毎〕遇郊恩、輒降制加封邑」とある部分を同様に考えている。ところがこの記事だけを考えれば、「これより、郊祀の際の加恩を行なう機会ごとに、制を下して封邑を加えることにした」というだけで、占城からの朝貢が大札に際して行なわれたから加恩が行なわれたのかどうかは分からない。ここで「遇」をどのように解するかが重要になってくる。「遇」を「たまたま会う」という意味に解すると、張氏の理解が適切であるように思われる。建炎三年の朝貢の記事に関してはおそらくその通りであろう。しかし、宣和元年の記事の「遇」は「…の際に」という意味の方が適切であるように思われる。それは紹興二十五年に占城が馴象を齎した時に、皇帝が

祖宗時、每遇大禮、須用此、謂之六引。今見有馴象、若其未至、姑俟之可也。

と述べている記事の「每遇大禮」の部分の「遇」はそのように解釈した方が適切であることからも確かめられる。また紹興二年の朝貢については、上述した二つの記事の関連性について示す史料はなく、張氏が言うように建炎三年と同様に朝貢が郊祀にあたった時に朝貢が行なわれたために加恩された可能性も考えられるが、互いに関連性はなく、別個に行なわれた可能性も考えられる。そのためこの記事をもってすぐに、郊祀に際して朝貢が行なわれたために加恩が行なわれたと考えるのは問題がある。また紹興三十二年の場合は、確かに孝宗の即位によって加恩がなされたのであろうが、それをもってすぐに朝貢が行なわれていたと考えるのは論理的におかしい。なぜなら加恩が行なわれるためには大札などと朝貢が重ならなければならないということになってしまうからである。しかし、例えば『会要』蕃夷四 交趾には紹興三十二年十月二十六日に李天祚が使者を派遣して朝貢を行なった記事の後の割注に「以上即位加恩、故遣使来謝」とあるように、紹興三十二年の加恩は孝宗の即位を祝して朝貢が行なわれたからではなく、単にそれを記念して行なわれたのであって、実際には翌々年になってこの加恩に謝すために遣使がなされているのである。また同じく加恩された記事であれば、乾道元年(1165)と同四年(1168)の条にもあるが、これらとの違いについては何ら言及されていない。<sup>(22)</sup>以上のことから、朝貢が大札に際して行なわれた場合に加恩を行なうと解するよりも、朝貢が大札に際して行なわれたことで加恩を行なったことにより、以後、大札の際には加恩を行なうことにしたとの解釈の方が適切であると筆者は考える。従って紹興三十二年の朝貢については否定的にならざるを得ないのであり、筆者はこの年の朝貢を採用しない。

#### ○乾道三年の朝貢

乾道三年(1167)の朝貢として林氏[1986:191]は『会要』蕃夷七の十月一日の条と『会要』蕃夷四所引『中興礼書』の十一月二十八日の条を挙げており、この年に二度朝貢があったと考えている。これに対して張氏[1974:273;282]は『会要』蕃夷七の十月一日の条に見える綱首

表1 五代・宋代占城朝貢表

	遣使年	遣使者	使者	朝貢品
1	顯德五年(958)九月	占城国王： 积利因德漫	入朝使：蒲訶散・ 金婆匠羅	蔷薇水15瑠璃瓶・猛火油84瑠璃瓶。
2	顯德六年(959)六月	占城国	進奉使：蒲訶散	雲竜形通犀帶1条・菩薩石1片。
3	建隆元年(960)十二月	占城国王： 积利因塔蛮	使：菩訶薩・ 布君(等)	方物・犀角・象牙。
	建隆二年(961)正月	占城国王： 积利因陀盤	使：蒲訶散(等)	犀[角]・[象]牙・竜腦・香藥・孔雀4・ 大食瓶20。
4	建隆三年(962)九月	占城国	使	象牙22株・乳香1,200斤。
5	乾德四年(966)三月	王：悉利因陀盤 王妻：波良僕瑠 男：茶羅繼占謀 律秀瓊(等)	使：因陀玢李帝婆羅 使副：白不羅低冬	牯犀1株・象牙2株・白麝20条・哥縵35条・ 縹哥縵1对・靑色哥縵14合・雜藥物等。 王妻・男等各：犀角・象牙・竜腦・玳瑁・ 香藥。 進奉使副各：犀・象・方物。
	乾德四年(966)四月	占城国王：悉利馳盤	使	方物。
6	乾德四年(966)九月	占城国	使：李咩	巨象1。 李咩等：象牙・香藥。
7	乾德五年(967)		使：李咩・李被瑠	方物。
8	開宝二年(969)			馴象・[象]牙。
9	開宝三年(970)	占城	使	方物・雌象1。
10	開宝四年(971)	悉利多盤 副国王：李禰 王妻：郭氏 男：蒲路鷄波羅(等)	使	方物。
11	開宝五年(972)三月	占城国王： 波美稅褐印茶	使：蒲訶散	方物。
12	開宝六年(973)四月	占城国王： 悉利盤陀印茶	使：布你齊(等)	方物。
13	開宝六年(973)六月	[王]：波美美稅 楊布印茶	使	方物。
14	開宝七年(974)正月	占城国王： 波利稅褐茶	使	孔雀織2・西天烽鉄40斤。
15	開宝九年(976)		使：朱陀利・ 陳陀野(等)	方物。
16	太平興国二年(977) 二月	王：波美稅楊布印茶	使：李牌 副使：李麻那 判官：李屠	方物・越諾布4段・竜腦2斤・ 雜香藥1,000斤・丁香50斤・煎香25斤。
17	太平興国三年(978) 五月	王 男：達智	使	方物。
18	太平興国四年(979) 十二月	占城国	使：李木吒哆	方物。
19	太平興国七年(982) 閏十二月	占城国	使	象、方物。
20	太平興国八年(983) 九月	占城国	使	馴象。
21	雍熙二年(985)二月	占城国王： 施利陀盤吳日欽	使：婆羅門金歌麻	竜腦・玳瑁・象牙・越詔無名異。

22	雍熙三年(986)三月	占城国王：劉繼宗	使：李朝仙	通犀2株·生白竜腦10斤·速香50斤·丁香50斤·箋香200斤·沈香180斤。 李朝仙：[象]牙2株·白竜腦10斤。
23	端拱元年(988)正月		使	方物。
24	淳化元年(990)十二月	占城国王：楊陀排	使：李臻 副使：蒲訶散	馴犀·螺犀10株·象牙15株·臘沈香1斤·白竜腦2斤·山得鷄33斤。 使副：螺犀·藥犀·象牙·沒藥·胡盧巴·竜腦·白荳蔻·薔薇水。
25	淳化三年(992)十二月	占城国王：李(楊)陀排	使：李良甫 副使：亞麻羅婆低	螺犀·藥犀10株·象牙20株·煎香36斤·白竜腦1斤4兩·絞布6段·檳榔13斤·山得鷄64斤·椰子50顆。 使副：象·犀·螺犀·玳瑁·煎香等。
			本国僧：淨戒	金竜腦·金鈴·銅香爐·如意等。
26	至道元年(995)正月	占城国王： 楊波占(楊陀排)	專使：李波珠 副使：李訶散 判官：李磨勿(等)	犀角10株·象牙30株·玳瑁10斤·竜腦2斤·沈香100斤·夾箋黃熟香90斤·檀香60斤·山得鷄14,300隻·胡椒200斤·葷蓆5。
27	至道三年(997)三月	占城国	使	方物？
28	至道三年(997)五月	王：楊甫恭毘施離	使：李補良· 押陀羅· 潘忠	方物？
29	咸平二年(999)二月	占城国王： 楊甫俱毘茶逸施離	大使：朱陳堯 副使：蒲薩陀婆 判官：黎姑倫	犀[角]·[象]牙·玳瑁·香藥。
30	景德元年(1004)九月	占城国王： 楊甫毘茶逸施離	使	方物。
31	景德二年(1005)四月	占城	使	方物。
32	景德四年(1007)五月	占城国王： 楊普俱毘茶室離	專信：布祿爹地加 副信：除連麻瑕珈耶 判官：皮霸抵	方物。
33	大中祥符元年(1008)十月	占城国	使：陀傍亞声	方物。
34	大中祥符三年(1010)四月	占城国王： 施利離霞離單麻庶	使：朱淨礼	方物。
35	大中祥符四年(1011)十一月	占城国王： 楊普俱毘茶室離	使：蒲薩多婆 副使：蒲多波底 判官：陳義	象牙62株·螺犀11株·藥犀29株·玳瑁300片·沈香50斤·煎香350斤·黃熟香210斤·帶枝丁香30斤·荳蔻60斤·金毛獅子1。 役：熟竜腦30兩·沒藥80斤·紫礦470斤·肉荳蔻200斤·胡椒200斤·沒藥30斤·紫礦100斤。
36	大中祥符七年(1014)正月	占城	使	方物。
37	大中祥符八年(1015)二月	占城国	使	方物。
38	大中祥符八年(1015)五月	占城国王	腹心人：波輪訶羅帶 專使：劉公簡	犀[角]·[象]牙·玳瑁·乳·沈·煎香·荳蔻·檳榔等。
39	天禧二年(1018)九月	占城国王：尸嘿排摩樸	使：羅皮帝加(等)	象牙72株·犀角86株·玳瑁1,000片·乳香50斤·丁香花80斤·荳蔻65斤·沈香100斤·箋香200斤·別箋1劑68斤·茴香100斤·檳榔1,500斤。
40	天聖七年(1029)五月	国王：楊卜俱室離	叱達巴·李菩薩(等)	生鳳1隻·犀[角]30株·象牙70株·玳瑁245斤·乳香2,000斤·木香780斤。
41	天聖八年(1030)十月	占城王：陽補孤施離 皮蘭德加拔麻壹	進奉使： 李菩薩麻瑕陀嚒	木香700斤·犀角40余株·玳瑁400余片·乳香2,000斤·象牙80株。
42	慶曆二年(1042)十一月	占城国王： 刑卜施離值星霞弗	使	象牙·犀角·馴象(3)·煎香·象兜·錦褥。

43	皇祐二年(1050)正月	国主：俱舍喇波微収 羅婆麻提楊卜	使	象牙201・犀牛角79.
44	皇祐五年(1053)四月	占城国	使：蒲思馬応 副使：良保 判官：淡鼻	方物.
45	至和二年(1055)十一月	占城国	使：滿息沙陀琶	生象・犀牛.
	嘉祐元年(1056)閏三月	占城国[王:] [俱舍喇波微収羅婆麻 提楊卜]	進奉使：蒲息陀琶	[生象2頭・象牙202株・藁犀大小191株・下 色紫礦191斤・中色煎香500斤・下色煎香500 斤]
46	嘉祐六年(1061)九月	占城国	使：頓琶(等)	馴象.
47	嘉祐七年(1062)五月	国王：施里律律茶 盤麻帝楊溥	使：頓琶尼	方物.
48	熙寧元年(1068)六月	占城蕃王：楊卜尸利 律陀般摩提婆	使：蒲麻勿(等)	方物.
49	熙寧四年(1071)九月		大使：李蒲薩麻瑕陀琶 副使：婆王麻可單離 判官：鋤巴必咬	
50	熙寧五年(1072)四月	占城国	使	竜腦・乳香・丁香・紫礦・葦澄茄・胡椒・ 回香.
	熙寧五年(1072)五月	占城国		瑠璃珊瑚酒器・竜腦・藥物・乳香・丁香・ 葦澄茄・紫礦等.
51	熙寧九年(1076)八月	占城国	使：靈保麻遐 鉞囉底亞尼律(等)	方物.
52	熙寧十年(1077)十二月	占城国		馴象.
53	元豐元年(1078)	占城		方物.
54	元祐元年(1086)八月	占城国	進奉大使：布靈息弛琴 蒲麻勿(等)	
	元祐元年(1086)十二月	占城国	進奉使：蒲麻勿(等) [進奉判官：蒲霞辛]	犀袴等.
55	元祐七年(1092)二月	占城国會領	進奉使：良保故倫軋丹 副使：傍木知突	
56	崇寧三年(1104)六月	占城[国旧蕃王:] [楊卜麻疊]	使	
57	崇寧四年(1105)六月	占城	進奉使：蒲薩達琶 副使：古論思唐 判官：力占琶	
58	大觀三年(1109)七月	占城	使	
59	政和六年(1116)三月	占城国蕃主：楊卜麻疊		
60	宣和元年(1119)	占城国	[進奉使：蒲畢率]	
61	建炎三年(1129)正月	占城国王：楊卜麻疊	使	方物.
62	紹興二年(1132)	占城国王：楊卜麻疊	使	沈香・犀・象・玳瑁等.
63	紹興二十五年(1155) 十一月	占城蕃首：鄒時芭蘭	進奉使：部領薩達麻 副使：滂摩加奪 判官：[大盤]蒲翁都綱 綱首：陳惟安	附子沈香150斤・沈香390斤・沈香頭2塊12 斤・上箋香3,690斤・中箋香120斤・箋香頭 塊480斤・箋香頭239斤・澳香300斤・上速香 3,450斤・中速香1,440斤・象牙168株・犀角 20株・玳瑁60斤・暫香120斤・細割香180斤・ 翠毛360隻・蕃油10斤・烏里香55,020斤.
64	乾道三年(1167)十月	占城蕃首：鄒亞娜	使：楊卜薩達麻(等) 綱首：陳応祥 綱首：吳兵	白乳香20,435斤・混雜乳香80,295斤・象牙 7,795斤・附子沈香237斤・沈香990斤・沈香 頭92斤8両・箋香頭255斤・加南木箋香301 斤・黃熟香1,780斤.
65	淳熙元年(1174)十月	蕃首：鄒亞娜	奉使：楊卜薩達麻翁畢 頓 付使：教領離力星翁令 判官：霞羅日加益王遲 側	
66	淳熙三年(1176)	蕃首：鄒亞娜		

陳応及び呉兵が別々に占城の朝貢を引進してきて、この年に二度占城からの朝貢があったと考えている。しかし、林氏の挙げた史料は同一の朝貢が異なる日付の記事に現われているだけであり、張氏の見解にも異論がある。『会要』蕃夷七の十月一日の条には次のようにある。

乾道三年十月一日、福建路市舶司言「本土綱首陳應等、昨至占城蕃。蕃首稱欲遣使副恭賚乳香・象牙等、前詣太宗〔大宋〕進貢。今應等船五隻、除自販物貨外、各為分載乳香・象牙等并使副人等前來。繼有綱首吳兵船人賁到。占城蕃首鄒亞娜開具進奉物數、白乳香二萬四百三十五斤・混雜乳香八萬二百九十五斤・象牙七千七百九十五斤・附子沉香二百三十七斤・沉香九百九十斤・沉香頭九十二斤八兩・箋香頭二百五十五斤・加南木箋香三百一斤・黃熟香一千七百八十斤。」

この記事の「繼有綱首吳兵船人賁到占城蕃首鄒亞娜開具進奉物數」の部分和田氏 [1959: 79] 及び張氏 [1974: 281] は「繼有綱首吳兵船人、賁到占城蕃首鄒亞娜開具進奉物數」と読み、陳応の引進した朝貢とは別のものと考えている。まず「占城蕃首鄒亞娜開具進奉物數」の部分は、同十一月二十八日の条に「唐物貨數一本」とあるので、それに基づいて「占城蕃首鄒亞娜が列記した進奉物とその数量は」と最初に述べて以下にそれを列挙しているのだと考えられる。従って「繼有綱首吳兵船人賁到。占城蕃首鄒亞娜開具進奉物數」という読み方が妥当であろう。また「占城蕃首鄒亞娜開具進奉物數」以下の朝貢品目は『会要』蕃夷四所引の『中興礼書』の乾道三年十一月二十八日の条にある陳応の引進した朝貢に関する記事の中に「乳香・象牙・沉・箋香等數目」とあるのとほぼ一致しているのでそれと同一のものであると思われる。そう考えると、突然呉兵に関する記事が挿入されているのは不自然であるので、陳応及び呉兵に関する記事は一連のものであろう。従ってそれぞれが異なる時期に占城の朝貢を引進してきたとは考えられず、同一の朝貢を陳応と呉兵がともに引進してきたのだと思われる。

以上の検討から林氏の挙げた北宋50回、南宋6回、計56回、及び張氏の挙げた北宋64回、南宋8回、計72回<sup>(23)</sup>という占城の朝貢は、北宋58回、南宋6回、計64回に訂正された。また五代には2回朝貢している。なおこの検討を基に五代及び宋代におけるチャンパーの中国への朝貢については表1にまとめた。

## 第二章 朝貢使の検討

次に占城の朝貢使について検討を行ないたい。占城の朝貢使については表2にまとめた。占城の朝貢を媒介した商人の変化の意味については張氏 [1974] の研究にはほぼ尽きているが、占城の朝貢について検討を行なう上で、朝貢において使者の果たした役割は大きく、その意義も重要なので、それに基づいて整理し、若干の私見を述べたい。なお以下の使者のうちムスリム名については基本的に田坂氏 [1964] の復元に依拠しており、中国人とした者は主に和田氏 [1959]



表2 占城朝貢使者名表

遣使年	使者名			掲載史料
顯德五年(958)	入朝使：蒲訶散 <sup>(2)</sup> ：金婆叵羅 <sup>(3)</sup>	Abū Ḥasan	イスラム教徒 <sup>(1)</sup>	1,2,3,4 2,4
顯德六年(959)	進奉使：蒲訶散	Abū Ḥasan	イスラム教徒	4
建隆元年(960)	使：菩訶薩 ：布君 <sup>(4)</sup>	Abū Ḥasan po K[ɪ]uñ	イスラム教徒 チャム人	A A
建隆二年(961)	使：蒲訶散	Abū Ḥasan	イスラム教徒	A, D, E
乾德四年(966)三月	使：因陀玢李帝婆羅 <sup>(5)</sup> 使副：白不羅低冬 <sup>(6)</sup>	Ind[r]aprthibara Bahr al-Adid	チャム人 イスラム教徒	A, E A
乾德四年(966)九月	使：李晔			A
乾德五年(967)	使：李晔 ：李被瑛 <sup>(7)</sup>			A, E A, E
開宝五年(972)	使：蒲訶散 <sup>(8)</sup>	Abū Ḥasan	イスラム教徒	A, B, C, E, F
開宝六年(973)	使：布你齊 <sup>(9)</sup>	vanija	チャム人	A
開宝九年(976)	使：朱陀利 ：陳陀野 <sup>(10)</sup>			A, E A, E
太平興国二年(977)	使：李牌 副使：李麻那 <sup>(11)</sup> 判官：李屠			A, E A A
太平興国四年(979)	使：李木吒哆 <sup>(12)</sup>	……Muqtasir	イスラム教徒	A, B, E
雍熙二年(985)	使：婆羅門金歌麻 <sup>(13)</sup>	Brāhman……	チャム人	A, B, E
雍熙三年(986)	使：李朝仙		ヴェトナム人	A, B, E
淳化元年(990)	使：李臻 副使：蒲訶散 <sup>(14)</sup>	Abū Ḥasan	イスラム教徒	A, B, E A, B
淳化三年(992)	使：李良甫 <sup>(15)</sup> 副使：亞麻羅婆低 <sup>(16)</sup>	Amarāvati	チャム人	A, B, C, E, F A, B
至道元年(995)	專使：李波珠 <sup>(17)</sup> 副使：李訶散 <sup>(18)</sup> 判官：李磨勿	……Ḥasan ……Maḥmad	イスラム教徒 イスラム教徒	A, B, C, E A, E A, E
至道三年(997)	使：李補良 ：押陀羅 ：潘思 <sup>(19)</sup>	'Abd Allāh	イスラム教徒	A A A
咸平二年(999)	太使：朱陳堯 <sup>(20)</sup> 副使：蒲薩陀婆 <sup>(21)</sup> 判官：黎姑倫	Abū Satabat ……Kluñ	中国人 イスラム教徒 チャム人	A, B, C, E A, B, C, E A, B, E
景德四年(1007)	專信：布祿爹地加 <sup>(22)</sup> 副信：除遣麻瑕珈耶 <sup>(23)</sup> 判官：皮霸抵 <sup>(24)</sup>	cei po Mahā Jaya	チャム人	A, E A, E A, E
大中祥符元年(1008)	使：隋傍亞聲			A
大中祥符三年(1010)	使：朱淳禮		中国人	A, E

大中祥符四年(1011)	使 : 蒲薩多婆 <sup>(25)</sup> 副使 : 蒲多波底 <sup>(26)</sup> 判官 : 陳義	Abū Satabat Abū Dabatī	イスラム教徒 イスラム教徒 中国人	A A A
大中祥符八年(1015)	腹心人 : 波輪訶羅帶 <sup>(27)</sup> 專使 : 劉公簡 <sup>(28)</sup>	Hariharade[va]	チャム人 中国人	A, C, E, F A, B
天禧二年(1018)	使 : 羅皮帝加			A, C, E, F
天聖七年(1029)	: 叱達巴 : 李菩薩 <sup>(29)</sup>	……bo[dhi]satt[va]	チャム人	A A
天聖八年(1030)	進奉使 : 李菩薩麻瑕陀瑟 <sup>(30)</sup>	……bo[dhi]satt[va] Mahādeva	チャム人	A, B, E
皇祐五年(1053)	使 : 蒲思馬應 <sup>(31)</sup> 副使 : 良保 判官 : 淡鼻	Abū Ismā'il yān po	イスラム教徒 チャム人	A, B, E A A
至和二年(1055)	使 : 滿息沙陀瑟 <sup>(32)</sup>	Abū Satabat	イスラム教徒	B
嘉祐元年(1056)	進奉使 : 蒲息陀瑟 <sup>(33)</sup>	Abū Satabat	イスラム教徒	A, B, E, F
嘉祐六年(1061)	使 : 頓瑟			A
嘉祐七年(1062)	使 : 頓瑟尼			A, B, E
熙寧元年(1068)	使 : 蒲麻勿 <sup>(34)</sup>	Abū Muḥammad	イスラム教徒	A, B
熙寧四年(1071)	大使 : 李蒲薩麻瑕陀瑟 <sup>(35)</sup> 副使 : 婆王麻可筆離 判官 : 粘巴必咤	……bo[dhi]satt[va] Mahādeva po oñ Mahā Pilih	チャム人 チャム人	A A A
熙寧九年(1076)	使 : 靈保麻遐 鉞囉底亞尼律 <sup>(36)</sup>	yān po Mahā……de[v]a……	チャム人	A, B
元祐元年(1086)十月	進奉大使 : 布靈息弛琴 蒲麻勿 <sup>(37)</sup>	Ibn al-Asdakī Abū Muḥammad	イスラム教徒	A, B, F
元祐元年(1086)十二月	進奉使 : 蒲麻勿 [進奉判官 : 蒲霞辛]	Abū Muḥammad Abū Qāshim	イスラム教徒 イスラム教徒	B, F
元祐七年(1092)	進奉使 : 良保故倫軋丹 <sup>(38)</sup> 副使 : 傍木知突 <sup>(39)</sup>	yān po Kluñ……	チャム人	A, D, E, F A, D, E, F
崇寧四年(1105)	進奉使 : 蒲薩達瑟 副使 : 古論思唐 判官 : 力占瑟	Abū Satabat Kluñ……	イスラム教徒 チャム人	A A A
紹興二十五年(1155) <sup>(40)</sup>	進奉使 : 部領薩達麻 <sup>(41)</sup> 副使 : 滂摩加奪 判官 : [大盤]蒲翁都綱 <sup>(42)</sup> 綱首 : 陳惟安	pulyañ Satyadha[r]ma poñ Mahā…… [Taval] po oñ……	チャム人 チャム人 チャム人 中国人	A, B, G A, B A, B A, B
乾道三年(1167)	使 : 楊卜薩達麻 綱首 : 陳應祥 <sup>(43)</sup> 綱首 : 吳兵	yān po ku Satyadha[r]ma	チャム人 中国人 中国人	A, B A, B B
淳熙元年(1175)	奉使 : 楊卜薩達麻翁畢頓 付使 : 教領離力星翁令 判官 : 霞羅日加益王遲側	yān po ku Satyadha[r]ma oñ……	チャム人 チャム人 チャム人	A A A

備考 1 : 『太平寰宇記』, 2 : 『五代會要』, 3 : 『新五代史』, 4 : 『冊府元龜』

A : 『宋會要』 蕃夷四, B : 『宋會要』 蕃夷七, C : 『考索』, D : 『通考』, E : 『宋史』, F : 『長編』,  
G : 『要錄』

に拠っている。

後周の顕徳五年（958）の占城の使者は蒲訶散と金婆叵羅であり、前者についてはアブー・ハサン Abū Ḥasan の音写であると考えられている。翌六年（959）の使者も蒲訶散であり、前年の蒲訶散と同一の人物であろう。顕徳五年の朝貢品は薔薇水及び猛火油であり、西アジア産の商品であった。また宋代に入ると建隆元年（二年）の使者は菩訶薩（蒲訶散）、開宝五年（972）の使者は蒲訶散、淳化元年（990）の副使は蒲訶散であり、これらもすべてアブー・ハサンの音写であると考えられており、顕徳五年から開宝五年までの蒲訶散はすべて同一の人物とされている。淳化元年の蒲訶散については同一人物であるかどうかは疑問視されているが、もし同一人物であれば、老年となっており、その豊富な経験によって副使として伴われたのではないかと推定されている [杉本, 1956 : 299-301]。乾徳四年（966）三月の使副白不羅低冬、太平興国四年（979）の使李木吒哆もそれぞれバフル・アルアディード Bahr al-Adid, ムクタスィル Muqtasir というムスリムかもしれない。

ところで十一世紀初期のものとする碑文が二つ南方のパーンドゥランガで発見されており、パーンドゥランガにはかなりの規模のムスリム共同体があったと考えられている。ホール氏 [1985 : 183] はこの蒲訶散をパーンドゥランガの、ムスリムによって支配された商人コミュニティの一員であり、北方のチャンパー王権が彼らを利用している<sup>(24)</sup>と見做しているが、ムスリムが代表する商人のコミュニティがパーンドゥランガにのみあったかのように考えることには疑問がある。なぜならば、982年にヴェトナムの黎桓によって遂行された占城の首都インドラプラへの攻撃の際に王パラメシュヴァラヴァルマンが殺害され、占城は政治的に不安定となり、多数の占城人が中国へ来附しているが、この中にはムスリムと考えられている者が多数含まれている<sup>(25)</sup>。この混乱の際にヴェトナム人の劉継宗なる人物が占城王となっているが、黎桓のチャンパーの首都への攻撃から劉継宗の篡奪に至るまで最も直接的に被害を受けたのは北方のインドラプラであり、南方のパーンドゥランガにはこの混乱は直接には及んではないと思われる<sup>(26)</sup>ので、上記の避難民は北方にあったムスリム商人のコミュニティの出身と考えられるからである。従って、ホール氏がパーンドゥランガにあったムスリムの支配する商人のコミュニティを過大視するあまり、北方の交易の重要性を過少に評価するのはこの点においても納得しがたい。

至道元年（995）の副使は李訶散、判官は李磨勿であるが、前者はハサン Ḥasan、後者はマフマッド Maḥmad であって、ともにムスリムであると考えられている。また至道三年（997）の押陀羅、咸平二年（999）の副使蒲薩陀婆、大中祥符四年（1011）の使蒲薩多婆、副使蒲多波底、皇祐五年（1053）の使蒲思馬応もムスリムと考えられ、最初の者はアブドゥッラー ‘Abd Allāh、次の二者はアブー・サタバット Abū Satabat、後の二者はそれぞれアブー・ダバティー Abū Dabatī, アブー・イスマーイル Abū Ismā‘il と還元されている。

使者にはムスリムだけではなく、中国人やヴェトナム人と思われる人々も見られる。例えば、雍熙三年（986）に、ヴェトナムから逃れて占城の王位を篡奪した劉繼宗が中国に派遣した使者李朝仙は、その名からヴェトナム人か中国人と思われる。また大中祥符四年の使者は、正使及び副使はムスリムと思われるが、判官の陳義は中国人と考えられている。おそらく咸平二年（999）の大使朱陳堯、大中祥符三年（1010）の使朱淳礼及び同八年（1015）の専使劉公簡も中国人ではないかと思われる。

その後もムスリムと思われる使者には、至和二年（1055）の満息沙陀琶（嘉祐元年（1056）の蒲息陀琶と同一人物であろう。アブー・サタバット）、熙寧元年（1068）の蒲麻勿（アブー・ムハンマド）、元祐元年（1086）の布靈息弛琴蒲麻勿（イブヌル・アスダキー・アブー・ムハンマド、Ibn al-Asdakī Abū Muḥammad）、崇寧四年（1105）の蒲薩達琶（アブー・サタバット）がいる。また第一章で述べたとおり、元祐元年の判官蒲霞辛はアブー・カーシム Abū Qāsim と還元でき、ムスリムであると思われる。このように占城の中国への朝貢においてムスリムが果たしていた役割は非常に大きかった。しかし、崇寧四年の蒲薩達琶を最後に、朝貢使の名からムスリムと思われる人物は姿を消す。<sup>(27)</sup>

それに対して十一世紀から次第にチャンパーにおいて中国人の活動が顕著に窺われるようになる。例えば、朝貢貿易において齎される上表文は通常は現地の言語で書かれたものを、中国において漢訳していたのだが、皇祐二年（1050）に占城国主俱舍喇波微収羅婆麻提楊トから齎された上表文には初めから現地の言語で書かれたものと漢語で書かれたものがあつた [和田、1959：83]。<sup>(28)</sup> また十二世紀になると占城の朝貢を中国商人が先導する例も見られるようになる。綱首の陳惟安は占城へ毎年貿易に訪れるうちに現地の言葉に通じるようになって、占城王とも懇意になったといい、その縁により紹興二十五年（1155）に占城の中国への朝貢を先導する役割を担っている。<sup>(29)</sup> また『夷堅三志』己卷六には、

泉州人王元懋，少時祗役僧寺。其師教以南蕃諸國書，盡能曉習。嘗隨海舶詣占城國。王嘉其兼通番漢書，延爲館客，仍嫁以女。留十年而歸。所蓄奩具百萬緡。而貪利之心愈熾。遂主舶船貿易，其富不貲。

とある。王元懋は寺院で南蕃諸国の書を学び、そのため南蕃の言語に習熟し、海舶に乗って占城へやって来たところ、蕃漢両語に通じていることをチャンパー王が気に入り、彼を「館客」として王女をめとらせたい。これは十二世紀半ばのことである。王元懋のように現地語と漢語に知悉している人物はチャンパーにおいて非常に厚遇され、顧問的な役割を負っていたと考えられる [和田、1959：82-83]。またこのような人物が上述したように上表文を漢語で作成する際に活躍したのであろう。

このように南宋期にはチャンパーにおけるムスリムの活動は北宋期に比べると低下していることは否めない。一方、中国人のチャンパーにおける活動が顕著になってくる。この原因はい

ろいろと考えられるが、その原因としては、中国商人の東南アジアへの進出が活発化したことが最大のものではあったと思われる。九世紀までは盛んにアラブ、ペルシャ、インド等の船が中国を訪れていたが、十世紀にはマスウーディー (?-956) の『黄金の牧場と宝石の鉱山』によると、

それから彼[商人]はシナまでほぼ半分の道程であるキッラフ(すなわちカラーフ)という国まで海路で行った。今日ではこの都市はシーラーフやオマーンからのイスラム教徒の船にとっては終点であり、そこで彼らはシナから到着する船に出会うが、それはそれほど昔のことではなかった……。この商人はそれからハーンフーという港へ行くためにシナの船にキッラフという都市で乗り込んだ [Tibbetts, 1979: 37]。

とあり、中国船がマレー半島のケダーまで進出するようになっていたのである。この事実は、後代にはムスリムの中国への来航は主に中国の船舶によっていることから裏付けられる<sup>(30)</sup>。更にイスラム地理学者ヤーコート (1179-1229) の『地理学辞典』に、

[商人はシナに達しない]。彼等はただジャーワという名で知られている土地である境界に達するだけであり、そしてそれはその海岸に位置しており、インドの土地に似ている。彼等は沈香、樟腦、甘松香、丁字、肉荳蔻花、シナ産の薬草及びシナの壺を輸出する [Tibbetts, 1979: 55]。

という記述がある。ムスリム商人は中国まで行かなくても、中間地点のジャワにおいて中国の商品が容易に入手できるようになっていた。そのため中国方面でのムスリム商人の活動は以前ほどは目立たなくなった。これはチャンパーにおいても同様であるが、それはチャンパーの中国への朝貢品の変化にも窺われるのである。

ここで使者と朝貢品の対応関係について見ておこう(朝貢品の詳細については第三章参照)。使者名と朝貢品の内容を同時に知ることができるものは少ない上に、使者にはいかなる出自か明確でない者も多いため、確実なことは言えないが、チャンパー以外の産物が朝貢品中に見えるのは、ムスリムまたは中国人が朝貢使に含まれている場合が多い。特にムスリムと西アジア産の商品との対応関係は注目される。乾徳四年三月、同年九月、雍熙三年、淳化元年、同三年、大中祥符四年にはチャンパー王の朝貢品とは別に朝貢使が独自に貢した品物が記されている。このうち淳化元年及び大中祥符四年の朝貢使にはともにムスリムが含まれているが、この時のチャンパー王の朝貢品が主に自国の産物で占められているのに対し、朝貢使の貢品はチャンパー以外の産物が主体となっている。また淳化三年の朝貢使にはムスリムは含まれておらず(正使は中国人・ヴェトナム人ともチャム人とも解釈可能である。副使はチャム人であろう)、彼らが別に貢した品物はチャンパーの産物であって、対照的である。チャム人商人が他地域、特に西アジア産の商品を取扱わなかったわけではなからうが、やはりその流通に接触する上で有利な立場にあったのはムスリム商人であったのだろう。

以上、占城の朝貢使中に見える外国人商人の変化について概観し、その変化の原因について見てきたが、彼ら外国人商人を使者として利用したのは、やはり対中国貿易に関して精通していたというのが最大の理由であったろう<sup>(31)</sup>。しかし、彼らの果たした役割が大きいとはいえ、桜井氏 [1999: 69] のように「占城の交易は事実上、アラブ人や中国人のような外国人商人にまかされ」たとまで言うのは言い過ぎではなかろうか。朝貢使中にはチャム人と思われる者も多く見られるし、上述の点からはチャム人は主に自国及び周辺地域の産物を取扱い、ムスリムは西アジアなど更に遠方の地域の商品を扱うというように、それぞれの得意とする分野に集中していたと見る方が良いように思われる。

### 第三章 朝貢品の検討

占城は第一章で検討してきたように五代に2回、両宋を通して64回中国に朝貢してきた。本章では占城が中国に齎した朝貢品の内容について検討していくことにする。朝貢品はその当時のチャンパーにおいて取扱われていた商品がある程度反映していると思われる。従って朝貢品の内容の変化を見ていくことで、チャンパーで交易されていた商品の状況についてもある程度は窺うことができると考えられる。またチャンパーで取扱われた商品については、南宋期以後には南海に関する「ガイドブック」として著わされた書物があるが、北宋期についてはそれでは判明せず、また時代による変化を知ることも困難であるので、朝貢品の内容から窺われる変化は重要である。更に朝貢品に現われる商品の産出地を見ていくことで、チャンパーが関係をもった交易のネットワークが明らかになる。ただ、たまたま手に入った珍奇な物や、他国との戦争に伴う略奪品、海賊行為によって得られた物品などが含まれていたことが十分考えられるので、その点も考慮しながら考察を進める。そして両宋を通して朝貢品にどのような変化があり、何が変化していないのかを提示し、ひいてはチャンパーにおける交易の状況について考察する上での一つの材料としたい。

占城からの朝貢については朝貢品の品目が判明するものは北宋28件、南宋3件、合わせて31件であり、他方未判明のものは北宋30件、南宋3件、合わせて33件である。このように占城の朝貢のうち朝貢品の品目まで判明するものは五割弱に過ぎない。また南宋期は朝貢回数自体が北宋期と比べて圧倒的に少ない上に、そもそも南宋期の市舶司貿易においては朝貢形態で行なわれた貿易よりもそれによらない民間貿易の方が大きかったと考えられている[張, 1974; 桃木, 1990]にもかかわらず、民間貿易については知りえないのでデータに偏りがあるのは否めない。ただ『諸蕃志』巻上 志国 占城国の条 (以下『諸蕃志』占城国の条と略記) に現われる占城で取引された主な商品を見ても、南宋期の朝貢品の内容とそれほど違いがないので、本章では朝貢品を主体に検討し、足りないところは適宜『諸蕃志』等によって補うこととする。

チャンパーの朝貢品のうち品目が判明している回とその朝貢品の内容、その頻度については、

産出地別に分類を行なって表3にまとめてある。チャンパーの産物としては象牙が最も多く21回、次いで犀角が16回、玳瑁が12回、象が12回、箋（煎）香が10回、沈香が9回である。その他に犀、檳榔、黄熟香、山得鶏なども見られる。チャンパー以外の地域では、チャンパーを除く東南アジアの他地域やインド、西アジアで産出されるものが見られる。インドや東南アジアの他地域の産物としては竜腦が最も多く10回、丁香が5回、胡椒が3回、肉荳蔻が3回、紫礦が3回見える。その他に白荳蔻、華澄茄、檀香、茴香、翠毛などが見られる。各品目の主な産出地を挙げると、竜腦はホルネオ、マレー半島南半、スマトラ等、丁香はモルッカ諸島、胡椒はジャワ等、肉荳蔻はバンダ諸島等、白荳蔻はカンボジア、ビルマ、ジャワ等、華澄茄はジャワ等、檀香はティモール島等、茴香はジャワ等、翠毛はカンボジア等〔藤善訳注、1991〕、紫礦はビルマ、タイ等である〔楊校釈、1996〕。そして西アジアに由来するものとしては乳香が最も多く7回（そのうち乾道三年のものは大食人から奪ったもの）、没薬が2回、木香が2回、薔薇水が2回見え、その他に猛火油、越諾布、大食瓶などが見える。

宋代を通して見てみると象牙、犀角、玳瑁、象がほぼ全時期を通して見られる。香木については単に「香薬」としては建隆元年（実際は翌二年）から見えているが、具体的な名は沈香、煎香が、乾徳四年（966）の占城から江南国主李煜に対する贈物の中に、速香が雍熙三年（986）に初めて見える。香木についてもほぼ全時期を通して見られる。東南アジアの他地域、インドの産出品としては竜腦が北宋期にはほぼ全期間を通して見られる。ただ南宋期に入ると朝貢品から姿が見えなくなるが、『諸蕃志』によると占城への商品として腦子（竜腦）が見えており、南宋期にも占城へ輸入されていたことが分かる。西アジアの商品としては乳香が最も多く見える。北宋期においては朝貢品中に西アジア産の商品が頻繁に見られる。しかし、南宋期に入ると西アジア産の商品は姿を消し、これは『諸蕃志』を参照しても同様である。南宋期では唯一乾道三年（1167）の朝貢品の中に乳香が見えるが、これは大食国の商人から奪ったものを自己の貢物として中国に贈ったものであって、商取引によったものではない。また逆にこのことからこの時期にはチャンパーにおいてあまり乳香が手に入らなかったとも考えられる。<sup>(35)</sup>

以上、宋代を通じて中国に贈られた朝貢品について概観すると、明らかに自国の産物が朝貢品の主体であったことが分かる。このようにチャンパーはその後背地に対する物資の集荷地、輸出港としての役割を持っていたことは明らかである。また朝貢品として自国の産物以外にも東南アジアの他地域やインド、西アジアから集まった商品を中国へ送っていたことが分かる。<sup>(36)</sup>このようにチャンパーは中継交易港としての側面も持っていた。この中継交易の機能としては、商品の産出地を見ても分かるように、南シナ海を取り巻く地域から商品が集まっており、この海域周辺地域の中心的な物資の集荷地の機能を果たしていた。またチャンパーは東西海上交通の幹線上に位置していることもあり、東西の商人の出会地または中継地としての機能を有していた。つまりチャンパーは東南アジア大陸部と島嶼部に囲まれた南シナ海交易圏の中心的な集







荷地として、またインド及び西アジアと中国とを結ぶ東西海上交通の幹線ルート上の出会地または中継地としての、二つの地位を併せ持っていたのである。

ここで言及しておきたいことは、占城の朝貢活動からはやや話がそれるが、占城の中継交易の機能については西方、南海世界から中国に向かう場合に重点が置かれすぎていて、中国から南海、西方世界へ向かう場合はあまり考慮されてこなかったということである。この場合は前者の場合よりも史料的側面から検討が困難である。しかし、占城が中国の商品を南海、西方世界へと中継する役割を果たしていたことは十分にありうることである [バーンズ, ブラウン, 1993]。

占城が東南アジアの他地域、インド、西アジアからの産物の中継機能を担っていたことは明らかである。朝貢品における東南アジアの他地域の商品については、南宋期には朝貢品中からほとんど見られなくなるが、『諸蕃志』占城国の条によれば竜腦、檀香等が輸入されていたことが知られるので、南シナ海海域周辺地域の商品を中継する機能は、低下しつつも、ある程度は維持されていたと見られる。これに対して西アジア産の商品について見ると、後周、北宋期には頻繁に見られたが、南宋期には見られなくなっている(乾道三年は除く)。上述のとおり、これは『諸蕃志』を参照しても同様であり、この中継交易の機能は特に西アジア、インド方面に関しては南宋期にかけて著しく低下傾向にあったと考えられる。

## お わ り に

チャンパーは五代・宋代を通して66回中国へ朝貢した。その朝貢品には、自国の産物だけでなく、東南アジアの他地域、インド、更には西アジアの産物が含まれており、チャンパーが中国と東南アジア・インド・西アジアとを結ぶ中継交易機能を果たしたことは、従来から指摘されてきたとおりである。またその朝貢を媒介した使者には、五代・北宋期にはムスリムと思われる者が多く含まれていた。このようにチャンパーにおけるムスリムの活躍が東西交渉史の観点から特に脚光を浴びていたため、チャンパーは中継交易によって繁栄していたというイメージが定着していくことになった。そうしたイメージを背景として和田氏 [1971: 446-447; 1987: 83-84] は十二世紀の前後に<sup>(37)</sup>南海の交易活動において中国人が支配的勢力となり、東南アジアやインドと直接取引を行なうようになると、中継交易に経済的基礎を置くチャンパーは経済的打撃を被り、それが国力の弱化をもたらしたとする。これは占城期のチャンパーは衰退期であったと見做されていたため、それを支える経済的基盤である交易も同様に衰退したと考えられ、とりわけチャンパーの交易活動において中継交易が主たるものとされていたため、その機能が低下しつつあったことがチャンパーの衰退の原因とされたのである。

しかし、東南アジアの国家像が再検討されつつある中で、セテス的なチャンパー史像が改められた結果、占城期のチャンパーを支えてきた経済的基盤である交易が衰退していたと必ずしも考える必要はなくなってきた。すると、従来軽視されてきたチャンパーの産する森林生産物

の輸出に目が向けられるようになる。第三章で検討したとおり、また近年多くの論者が指摘するとおり、チャンパーの交易品の主体はむしろ自国の産物であった。チャンパーは決して「自国の特産物が少ない中継貿易地」ではなかったのである。

ただ最近の研究でもチャンパーを支えた交易の主体が中継交易から自国の産物の輸出へと変わっただけで、チャンパーの交易活動について時代による変化については考慮されていない。中国人の南海方面への進出が活発になってくると、ムスリムに代わって中国人の活動がチャンパーにおいて顕著になる。この時期からチャンパーの朝貢品の中に他地域の産物があまり見られなくなるが、これは和田氏が指摘していたように中国商人の南海進出により現地において直接取引が行なわれるようになり、チャンパーの中継交易地としての機能が低下したためと考えられる。

そうなるに益々チャンパーの交易においては自国の産物の輸出が重要になってくる。おそらく十一世紀以降のカンボジアやヴェトナムへの進出には沈香の産地またはその搬出ルートの確保を目指す意図も含まれていたと考えられる。また十二世紀半ばにキラータ（山地民）の王が平地に進出しようとしてチャンパー王ジャヤ・ハリヴァルマンに撃退され、更にチャンパー王の義弟ヴァンシャラージャを王と宣言して再度進出しようとしたことがあるが、これは山地民の側が逆に輸出港を支配下に置こうとした試みであったのだろう。この事件はチャンパーの主要な商品の産出地である山地が力を蓄えてきたことを示しており、裏返していえば山地の産出する商品の重要性が増していたことの表れではなかろうか。更にここでは詳細に検討することはできないが、烏里香が租役に充てられていたという『南蕃香録』の記述や、チャンパー王権が人頭税として沈香を住民から徴収し、一定数量を納付させた後に販売を許可していたという『諸蕃志』の記述がこの時期に見られるようになるのも、<sup>(38)</sup> こういった状況が背景にある可能性は十分考えられる。本稿では、五代・宋代における中国への朝貢活動を通してチャンパーにおける交易の状況を検討してきたが、チャンパー王権の交易への関与の様相を具体的に示すことができなかった。上述の見直しを含めて、今後の課題としたい。

#### 註

- (1) 例えば東南アジアの国家統合または王権に関するウォルターズ氏 [Wolters, 1982] のマンダラ理論がある。大橋厚子氏 [1997: 93] が次のように要約している。

マンダラとは、大小さまざまな政治統合体が並存する空間、あるいは政治統合体間の関係を意味する。マンダラ的な政治統合の形態とは、マンダラ内部での覇権の獲得と維持が、軍事・貿易・宗教などの分野で卓越した能力を持つ支配者によって作り上げられた、個人的な支配関係の集積にのみ依存する形態である。法・制度など個人的関係を越えた規則は効力を持たず、したがって支配者が能力を喪失するか死亡した場合、政治統合は直ちに崩壊し、彼の築いた支配従属関係を後継者が継承できる保証はどこにもない。このため政治統合は支配者の能力に従って短期間に急激な拡大・縮小を繰り返すことになる。

- (2) 遠藤氏は碑文や漢籍資料、考古資料を用いて、チャンパーが単一の国家ではなく、複数の小国

- 家権力の集合体であり、10～15世紀においてはヴィジャヤがチャンパー王権としてその頂点に立ち、それらを統合していたことを明らかにして、マスペロ氏等の、「近代国民国家」概念によって描かれたチャンパー像を見直した。
- (3) そのような状況の中で、石井及び桜井両氏〔1985〕はチャンパー王権と交易の動向を関連づけて、チャンパーの歴史を描いている。ただこの著書においてはまだ依然として従来のチャンパー像を基に描かれている。これに対して桜井氏〔1999〕は概説ではあるが、近年新たに提示されたチャンパー像を基にチャンパー王権と交易の動向を関連づけてチャンパー史を描いており、非常に興味深い。
- (4) 本稿は筆者が平成11年度に提出した岡山大学大学院文学研究科修士論文「十一十四世紀のチャムパと交易～チャムパ王権の経済基盤について～」第一章を加除、訂正したものである。
- (5) 和田氏〔1970：486；1987：59〕は宋朝創始の960年から南宋初期の1167年ごろまでの間に60回近くとする。石澤氏〔1999：95〕は北宋と南宋に対して60回近くとする。石井、桜井両氏〔1985：116〕は北宋期に60余回とし、更に桜井氏は〔1999：54〕では宋代に62回とする。桃木氏は〔1990：231〕では宋朝主要史料に現れる南海諸国の朝貢回数を示した表の中で、占城は62回とし、〔1999：117〕では先の表を『五代会要』、『事実』、『玉海』、『孝索』等で補正した五代・宋代南海諸国の朝貢回数を示した表の中で、66回？としている。また桃木氏は〔桃木、樋口、重枝、1999：45〕では960年から1170年代までに66回、〔2001：50〕では宋代に66回朝貢したとするが、前二者とどのような違いがあるのかは分からない。
- (6) 本稿で検討したもの以外にも、朝貢相互の間隔が短く、一連のものである可能性があるものがあるが、他に根拠となるものが無く、また複数の使節を余り間を置かず派遣した、あるいは地方勢力や有力な商人が「占城」名義で朝貢したといった可能性が考えられるので、取り上げなかった。従って確定作業とは言うものの、今後の研究の進展によっては当然訂正しなければならない個所が出てくるのはやむを得ない。
- (7) 和田氏〔1970：487；1987：59-60〕、楊氏〔1996：173〕、桜井氏〔1999：68〕、桃木氏〔2001：29〕がこれを採用している。しかし、和田氏は〔1970：486〕においては五代の後周への朝貢を958年から2回としている。おそらく後者の記述は『冊府元龜』、『新五代史』に直接基づいたものであろう。和田氏は〔1987：59〕では951年から3回としてこれを訂正しており、前者についてはマスペロ氏に基づいたものと思われる。
- (8) マスペロ氏〔1911：62；1988：119〕は『冊府元龜』巻九七二に記載された占城からの朝貢を広順元年と顯徳六年の2回とする。しかし、そこに記載があるのは顯徳五年及び同六年である。また広順元年の朝貢として挙げられている記事は顯徳五年のものと同じであると思われる。
- (9) 桃木氏は〔1999：45；2001：50〕において宋への朝貢回数を66回、〔2001：29〕において後周と宋への朝貢回数を少なくとも68回とし、後周への最初の朝貢を951年としている。従って後周に対しては広順元年及び顯徳五年・六年の2回と考えているのだと思われる。ところでマスペロ氏〔1911：62；1988：119〕は本文では広順元年、顯徳五年、同六年に朝貢を挙げているが、脚注において『新五代史』巻一二及び巻七四、『五代会要』巻二〇（巻三〇の誤り）には顯徳五年にしか朝貢の記載がないのに対して『冊府元龜』巻九七二には顯徳六年にのみ朝貢を置いていること、『宋史』巻四八九、『通考』巻二四（巻三三二の誤り）、Meridionaux（テルヴィ・ド・サン・ドゥニ氏による『通考』四裔考 東南夷及び西南夷の仏訳。筆者は未見）には顯徳中の朝貢とし記載がなく、『冊府元龜』とともに朝貢品の内容がおおよそ同じであることから、顯徳五年と同六年の朝貢は同一のものであったかもしれないとする。ところが『新五代史』巻一二には顯徳六年六月に（『旧五代史』には顯徳五年の記録のみ）、『冊府元龜』巻九七二には顯徳五年九月（このことからマスペロ氏が顯徳五年九月を広順元年九月と誤っていることが分かる）に朝貢の記録がある。また『宋史』や『通考』では、後周の顯徳中に占城からの朝貢があったことを記しているが、これをその期間中の朝貢が一回であったと考える必要はなく、また顯徳五年と同六年の朝貢品を一括して挙げているだけと考えても問題はないであろう。
- (10) 『冊府元龜』巻九七六の顯徳六年十一月の条にほぼ同文があるが、『冊府元龜』の成立が1013年であるのに対して、『五代会要』の成立はこの出来事からわずか三年後の961年である。また撰者の

王溥は後周の宰相であり、『世宗実録』を監修した人物であるので、『五代会要』の記事の方を採用する。

- (11) 建隆元年十二月及び同二年正月の朝貢が同一のものであることを指摘したのは、管見の限りでは藤田氏 [1932 : 216] が最初である。藤田氏は明示していないが、その記述からは時期が近接していること、朝貢の王名・使者名が同一であることからそのように判断しているものと思われる。
- (12) 林氏は乾徳三年九月の朝貢として「遣使來朝貢象牙二十二株、乳香一千二百斤」という記事を引用している。その典拠として『会要』蕃夷四を挙げるが、そこにこの記事は見当たらない。
- (13) 元年と二年と三年といった文字はしばしば誤記されている。一例として三仏齊からの天禧元年(1017)と同三年(1019)の朝貢がある。天禧元年の朝貢は『長編』巻八九には「四月庚午」、『会要』蕃夷七には「四月二日」とあるのに対して、同三年の朝貢は『考索』にしかなく、その日付は「四月庚午」であるので、これは天禧元年の誤りと考えられている [桑田, 1936 : 89]。
- (14) 張氏 [1974 : 291] は開宝元年四月に甲辰にあたる日付が無いことからこの回の朝貢を疑問視しているが、これを打ち消すに足る資料を検索しえなかったとしてそのまま記載している。
- (15) 土肥氏は各朝貢品の違いを箋香の数量しか挙げていないが、翠毛の数量も紹興二十五年では「三百六十隻」であるのに対して、皇祐五年十一月では「一百六十隻」とあり、異なっている。後者の朝貢品の内容を『会要』蕃夷四の紹興二十五年十一月四日の条と比較すると、その配列の仕方が一致していること、番油の数量が「埋」という単位で表示されていること、象牙の重量の表示があることから、本条ではなく、同書所引『中興礼書』の記事の方に拠って錯簡したのであろう。
- (16) なお至和二年と嘉祐元年の朝貢が一連のものである可能性については桃木至朗氏にご教示いただいた。
- (17) この勅書の直前に「賜占城國王敕書」と題する勅書も収録されており、内容は次のとおりである。

卿志慮深純，誠節款到，逸居溟漲之外，馳系闕庭之間，嗣守忠規，述修世職，遣茲使介，奉乃表章，越沃日之驚波，致旅庭之貢物，傾輸斯至，勤叩可嘉，用示眷懷，特蕃錫與，益思祗順，當體寵優。

同巻に収録されている勅書等の配列は起草順ではなく、おそらくその内容ごとに並んでいると思われる。また前者のように手掛かりがないため、起草時期は確定できないが、同じく嘉祐元年(至和二年)の朝貢の際であるかもしれない。

- (18) 「占城國進奉判官蒲震辛可保順郎將」と題する詞の内容は次のとおりである。  
 勅具官某，航海而至，奉琛在廷，心知禮義之榮，身無遐邇之異，特頒恩命，昭示遠人，可。  
 この詞の起草時期の記述はないが，[孔：2001]を参照すれば，ここに掲げられた詞は起草順に配列されているので，その前後で起草時期の判明するものを挙げると「曾肇中書舍人」が元祐元年十一月戊寅(二十四日)であり，「劉那中書舍人」が同年十二月庚子(十六日)である。この時期には蘇轍は中書舍人の職に在り，当該詞はこの間に起草されたものであろう。
- (19) 宣和元年と紹興三十二年に関する記事は『会要』蕃夷四によれば次のとおりである。  
 ◇宣和元年十二月九日，詔以占城國王楊卜麻疊為檢校司徒・使持節琳州諸軍事・琳州刺史兼御史大夫，充懷遠軍節度使・琳州管内觀察處置等使・占城國王。自是，毒〔每〕遇郊恩，輒降制加封邑。  
 ◇紹興三十二年十月二十六日 壽皇聖帝即位，未改元，制鄒時芭蘭，加食邑五百戶・食實封二百戶。
- (20) 棊崇礼撰『北海集』巻七に「除占城國王楊卜麻疊特授依前檢校太傅・使持節琳州諸軍事・琳州刺史，充懷遠軍節度使・琳州管内觀察處置等使兼御史大夫・占城國王，加食邑・食實封，散官勲如故制」という制が掲げられており，その内容は次のとおりである。  
 門下朕采汶上之儀，因省方而饗帝，授泰元之策，斯斂福以錫民，歡欣既洽於羣臣，慶施遠周於四海，載頒顯命，以逮殊邦。懷遠軍節度使・琳州管内觀察處置等使・琳州刺史・上柱國・占城國王，食邑六千戶・食實封二千五百戶。楊卜麻疊，氣稟純和，性資忠，壹介南溟而有國，世蒙零露之多濡，謹北面以稱藩，蚤識烈風之不作，庭琛屢貢，爵典荐加，建大將之高牙，視三公之極位，王靈滋至，侯度益恭，屬展采於宗祈，既成釐事，顧廣恩於祭澤，可廢彝章，乃增衍於爰

田，并倍敦於真食，以修精禋之祝，以昭順節之褒，於戲，崇德報功。朕則靡遐遺之間，嚮風慕義，爾其堅內附之誠，往對寵禧，永綏厚祿。可依前檢校太傅・使持節琳州諸軍事・琳州刺史，充懷遠軍節度使・琳州管内觀察處置等使兼御史大夫・占城國王，加食邑五百戸・食實封二百戸。主者施行。

同書卷六及び巻七に制が収録されているが、配列は起草順ではなく、個人ごとに配列され、その上で起草順になっているため、この点から起草時期を知ることはできない。ただ次の点から起草時期を推定することができる。当該制の起草時期までに占城国王に加えられた食邑・食実封が各六千戸・二千五百戸であることが文中に示されている。建炎三年の加恩の際までに占城国王に加えられた食邑・食実封が各五千戸・二千一百戸であり、この時に新たに各一千戸・四百戸だけ加えられている（『会要』蕃夷四）ので、合計は各六千戸・二千五百戸となり、起草は建炎三年より後の、最初の加恩の際であることが分かる。また占城国王に対する制の直後に、闍婆国王に対する制が収録されており、この場合も同様である。建炎三年以後で最初の加恩の記録は占城・闍婆ともに紹興二年にあり、それぞれ食邑五百戸・食実封二百戸が加えられている。建炎三年から紹興二年までの三年間に、他に加恩があったことは知られていないので、おそらく紹興二年に出された制と考えるのが最も可能性が高い。

ところで翟汝文撰『忠惠集』巻一に「占城国王楊卜麻疊明堂加恩制」と題する制が掲げられている。内容は以下のとおりである。

朕采汶上之儀，因省方而享帝，授泰元之策，期斂福以錫民，歡忻既洽於羣神，慶施遂周於四海，載頒顯命，以建殊邦。具官某，氣稟純和，性資忠，一介南溟而有國，世蒙湛露之多濡，謹北面以稱藩，蚤識疾風之不作，庭琛屢貢，爵典荐加，建大將之高牙，視三公之極位，王靈滋至，侯度益恭，屬展采於宗祈，既成熙事，顧廣恩於祭澤，可廢彝章，乃增衍於爰田，并倍隆於真實，以修精禋之祝，以昭順節之褒，於戲，崇德報功。朕則靡遐遺之間，嚮風慕義，爾其堅內附之誠，往對寵恩，永綏厚祿。

本書巻一に内制が収録されており、制の配列は必ずしも起草順にはなっていないため、こちらも起草時期は不明である。占城国王の前後には真臘国王金哀賓深及び闍婆国王悉里地茶蘭固野に対する制が収録されている。食邑・食実封については真臘国王に対する制にのみ記載があるのだが、それにより起草時期は前者と同様に紹興二年であると考えられる。そこで問題となるのが、『北海集』及び『忠惠集』収録の、占城及び闍婆国王に対する制の関係である。それぞれを比較してみると、『北海集』には宛名、職位、食邑・食実封等が記載されている点が大きな違いであって、多少の字句の異同があるものの、ほぼ同文となっている。それゆえおそらく占城及び闍婆国王に対する制の草案を起草したのが翟汝文であり、その後正式に起草したのが恭崇礼であったのだろう。そのように考えれば矛盾はなく、ともに紹興二年の際に起草されたものと考えられる。

- (21) なお桃木氏は闍婆国王悉里地茶蘭固野をシュリー・ジャヤヴァルシャ・ディグジャヤ・シャーストラプラブ?とし、その名が中国に知られたのは十一、十二世紀に闍婆の朝貢の記録が唯一存在する大観三年(1109)の朝貢の際であると推定している。この王はジャワのクディリ朝(928-1222)の王であるが、その知られている在位の年代は1104年であり、次の王カーメシュヴァラ1世が1115年から1130年の間在位している。悉里地茶蘭固野の名が初めて現われるのは建炎三年(1129)のことであり、その名が最後に見えるのは乾道六年(1170)である。桃木氏の推定が正しいとすれば、乾道六年まで悉里地茶蘭固野が闍婆国王の地位にあり、朝貢を行っていたとは考えられない。生田滋氏は十二世紀に闍婆の朝貢として大観三、建炎三、紹興元(1131)、同二(1132)、同十七(1147)、同三十二(1162)、乾道元(1165)、同三(1167)、同四(1168)、同六年の計10回を挙げている〔石澤、生田、1999:218-219〕が、『会要』蕃夷四によればこれらは大観三年、紹興元年、乾道三年を除いて加恩に関する記事であり、以上のことから考えてもそれらの年に朝貢があったと判断するのは疑問である。

- (22) 『会要』蕃夷四によれば乾道元年については「壽皇皇帝乾道元年六月八日，制鄒時芭蘭，加食邑五百戸・食實封二百戸」とあり、同四年については「乾道四年正月七日，制鄒時芭蘭，加食邑五百戸・食實封二百戸」とある。乾道四年の方は前年からこの年にかけて占城の朝貢があったが、これについては何も言及していない。

(23) 林氏は占城の朝貢回数を51回としている。その内訳は毎国的朝貢次数表の占城の部分を見ると、太祖時11、太宗時8、真宗時11、仁宗時8、神宗時6、哲宗時1、徽宗時1、高宗時3、孝宗時2となっている。しかし朝貢表のうち、占城の部分数を数えると55回となり、更に毎朝的朝貢次数表の同じく占城の部分数を数えると53回となり、一致しない。この三表を比較してみると、まず朝貢表では太宗時は10回あるのが毎国的朝貢次数表では8回となっている。これは毎朝的朝貢次数表の太平興国年間には占城が別々に二回挙げられており、前者が1回、後者が2回となっているので、おそらく後者の2回分を見落としてしまったと考えられる。次に徽宗時には毎朝的朝貢次数表も毎国的朝貢次数表も1回としているが、朝貢表を見ると、崇寧四年と大観三年と政和六年の3回挙げられている。毎朝的朝貢次数表では政和年間にしか記載がないので、崇寧四年と大観三年が見落とされている。最後に毎朝的朝貢次数表では孝宗時は乾道年間に2回、淳熙年間に1回、計3回挙げられているのに対して、毎国的朝貢次数表では孝宗時は2回となっている。朝貢表を見ると乾道年間の2回は存在するが、淳熙年間の1回が記載されていない。以上から毎国的朝貢次数表を補正すると、太祖時11、太宗時10、真宗時11、仁宗時8、神宗時6、哲宗時1、徽宗時3、高宗時3、孝宗時3となり、北宋期には50回、南宋期には6回、計56回となる。

張氏は占城の朝貢回数が北宋時代には太祖朝：16回、太宗朝：14回、真宗朝：11回、仁宗朝：9回、神宗朝：6回、哲宗朝：3回、徽宗朝：4回の合計63回とし、南宋時代には高宗朝：3回、孝宗朝：5回の合計7回としており、北宋及び南宋の各合計を合わせると70回朝貢が行なわれたことになる。しかし、張氏の宋代占城国朝貢表に挙げられた朝貢数を数えると合計72回あり、一致しない。双方を確認してみると、徽宗朝の朝貢を4回としているのが5回、また南宋時代の高宗朝：3回と孝宗朝：5回の合計を7回としているのが8回の誤りであった。

(24) 一方の碑銘はイスラム暦431年(1039)に死んだアブー・カーミル Abū Kāmil の墓のものであり、もう一方は日付が欠けているが、1025年から1035年の間におかれている。この碑銘を考察したポール・ラヴェッス氏 [Ravaisse, 1922] はこれらが発見された辺りには、都市的集団が存在し、ここでは外国人が優遇を受け、独自の生活を行っていたと考えている。

(25) 例えば『会要』蕃夷四には雍熙三年(986)に「儋州言占城國人蒲羅遏爲交州所逼、率其家百餘口内附」とあり、雍熙四年(987)に「廣州言雷州關送占城夷人使當李娘并其族百五十人來歸」とあり、端拱元年(988)に「廣州又言占城夷人忽宣等族三百一人來附」とある。そのうち蒲羅遏を桑原氏 [1989: 188-189] は Abū Rao?, 田坂氏 [1964: 313] は Ibrāhīm または 'Abd Allāh の音写とし、忽宣を両氏はそれぞれ Hussain, Ḥusain の音写としてムスリムと見做している。

(26) おそらくこの混乱の際にチャンパー王権のパーンドゥランガに対する統制は相当緩んでいたと思われ、至道三年(997)には大食とともに中国へ朝貢を行なっている。この大食はパーンドゥランガにあったムスリム・コミュニティを表わしているとも考えられる。ホール氏 [1985: 183] はムスリム・コミュニティがパーンドゥランガを代表しているかのように考えているが、この朝貢を行なったパーンドゥランガの王は『事実』によると室利波庶税であり、その名の正確な復元は困難であるけれどもサンスクリット名であると思われるので、あくまでパーンドゥランガを代表していたのは現地の王権である。ただこの王権とムスリム・コミュニティは相互に依存関係にあったことは確かであろう。

(27) 表2の註(25)で述べたように蒲薩達琶に関してはポー・サットヴァ Po Sattva の音写である可能性があるが、いずれにしても元祐元年(1086)の布靈息強琴蒲麻勿がムスリムであるのはほぼ間違いないので、少なくとも十一世紀末には占城の使者からムスリムの名が見えなくなる。

(28) 『会要』蕃夷四に「皇祐二年正月、國主俱舍喇波微收羅婆麻提揚ト貢象牙二百一・犀牛角七十九、齋表二通、一以蕃書、一以中國書」とある。また同書所引の『中興礼書』によると、乾道三年(1167)にも「及據使副薩達麻等、齋到本蕃首鄒亞娜表章、番字一本・唐字一本及唐字物貨數一本」とあり、占城からの表章に現地語で書かれた上表文の外に、漢文で書かれた上表文と朝貢品の内訳を記した文書が含まれていた。ところでマスベロ氏 [1911: 238; 1988: 138] は『宋史』卷四八九に基づいてこの年の使者を舍喇波微・收羅婆麻・提揚トの三名とするが、これは占城国主の名であるので、誤りである。

(29) 『会要』蕃夷四所引『中興礼書』の紹興二十五年の条に、

占城番使部領薩達麻狀、昨蒙番王遣、同綱首領陳惟安、領貢奉物色并章表、前來本朝進奉。竊念達麻等化外、不諳天朝禮儀、全藉綱首陳惟安、遞年輿販本番、譯語至熟、正音兩通。兼與番王知熟、今次說諭番王、前來進奉方物。

とある。また第一章で挙げたように乾道三年（1167）の占城の朝貢も中国人の綱首陳應祥及び呉兵が引進している。

- (30) 『嶺外代答』巻二 外国門上 故臨国の条には、

故臨國、與大食國相邇。廣船四十日到藍里住冬。次年、再發船約一月始達。……其國有大食國蕃客寄居甚多。……中國舶商欲往大食、必自故臨易小舟而往。雖以一月南風至之、然往返經二年矣。

とあり、十二世紀には既に中国船が南インドのクイロンまで進出していたらしい〔長澤、1989：113-114〕。イブン・バトゥータも中国へ赴く際に中国船を利用している〔山本、1935：10〕。

- (31) 占城の宋への朝貢使のうちに、ムスリム商人や中国商人が頻繁に見られることについて、桃木氏〔2001：29-30〕はチャンパー王権が彼らをエージェントとして利用した、あるいはムスリム商人や中国商人が商売のためにチャンパーの名義を借用したという二つの実状を想定している。また桜井氏〔1985：118-119；1999：68-69〕は劉繼宗政権について中国人商人が中国への朝貢の形をとるために、首長を擁立した可能性について触れている。占城の朝貢について仔細に見ていくと、商人が名義を借用して朝貢を行なったと思われるような事例もまま見受けられるが、これは再検討が必要となってきたチャンパーの政治史と関係してくるため、本稿では取扱わなかった。

- (32) 南海の「ガイドブック」の代表的なものとしては、南宋期には周去非の『嶺外代答』（1178年成立）、趙汝适の『諸蕃志』（1225年成立）、『島夷雜誌』（十三世紀後半頃成立）等があり、元代には汪大淵の『島夷誌略』（十四世紀中期成立）がある。

- (33) 乾徳四年（966）に占城の使者が宋へ朝貢する際に、江南国を通過する必要があったので、その使者は江南国主李煜へ品物を贈った。そのことを李煜が宋へ報告している文の中に贈物の内訳が記されている。表1には記載していないので、以下に挙げておく。

犀角一株・象牙二株・白龍腦三十兩・蒼龍腦十斤・乳香三十斤・沉香三十斤・煎香七十斤・石亭脂五十斤・白檀香百斤・紫礦五十斤・荳蔻二萬顆・龍腦後三片・檳榔五十斤・藤花簾四領・占城孤班古縵二段・闍婆馬禮偃鸞國古縵一段・闍婆沙剌古縵一段・闍婆繡古縵一段・大食繡古縵一段・大食縵錦古縵一段・占城繡水織布五疋・闍婆沙剌錦繡古縵一段

- (34) 『諸蕃志』占城国の条には「番商輿販用腦・麝・檀香・草席・涼傘・絹・扇・漆器・瓷器・鉛・錫・酒・糖等博易」とある。「腦麝檀香」の「腦」を藤善氏は樟腦と解している〔藤善訳注、1991：15〕。深見氏〔1997：23〕は同書三仏齊国、南毘国伝の博易品に樟腦が含まれていることから根拠のない説ではないとしながらも、占城国伝にその風俗として「以腦麝合香塗體」とあり、一般にこれは腦子と麝香を混ぜたものと考えられている〔藤善訳注、1991；楊校積、1996〕ことから、この記事との関連で腦子（竜腦）と解している。あるいは逆に後の記事の「腦」も樟腦とすべきかと疑問を呈しているが、陳敬の『香譜』の合香に関する記事の中では竜腦と麝香のことを「腦麝」とも「龍麝」とも言っており、やはり「腦麝」は当時一般に竜腦と麝香のことを指していたと思われるので、ここでは竜腦としておく。

- (35) 田坂氏〔1964：315〕はこの事件について「占城人が象牙・乳香その他大食商舶の舶載品を渴望してゐたよい一例であろう」と述べている。

- (36) 深見氏〔1997：19-20〕は南海諸国の構造的な理解を提示したものとして『嶺外代答』巻二 外国門上 海外諸蕃国の条の

諸蕃國、大抵海爲界限、各爲方隅而立國。國有物、互各從都會以阜通。正南諸國、三佛齊其都會也。東南諸國、闍婆其都會也。西南諸國、浩乎不可窮。近則占城・眞臘、爲窟裏諸國之都會。遠則大秦、爲西天竺諸國之都會。又其遠則麻離拔國、爲大食諸國之都會。又其外則木蘭皮國、爲極西諸國之都會。

という記事を挙げ、「國有物、互各從都會以阜通」とあることにより、この「都會」を国際的な広域流通センターと解している。占城は眞臘とともに窟裏諸国（おそらく東南アジア大陸部）の国際的な広域流通センターとして機能していたのである。



- (37) 和田氏は [1971: 446] では十三世紀前後としているが, [1987: 83; 130] では十二世紀前後と訂正している。前者では、『嶺外代答』巻二・三に南インドで中国船と西アジアの商船とが交会していたことが明記されていること, 十三世紀初めの『諸蕃志』, 十四世紀半ばの『島夷誌略』によれば, 中国商人が東南アジアのほとんど全域, あるいは南インドから西南アジアの諸港まで進出していた状況が知られることから, そう考えられている。後者では、『萍州可談』(1119年成立) 巻二により, 海上交易の資金が高利で貸借され, 契約期間が長期に渡ることもあったことが知られ, その交易システムが十分に確立されていたと考えられること, また十二世紀前後から東南アジアの主要地域に華僑の存在が認められるようになることに基づいているようである。いずれにせよ, 十二世紀から十三世紀にかけて中国商人の勢力が支配的になったと考えれば大過ないと思われる。
- (38) 陳敬『香譜』所引の葉庭珪『南蕃香録』には,  
 出占城國, 地名烏里, 土人伐其樹, 札之以為香, 以火焙乾, 令香脂見於外, 以輪租役。  
 とある。『南蕃香録』は泉州知州兼市舶使の葉庭珪が, 泉州を訪れた外国商人から, その齋す香料について聞き質したところを書き留め, 紹興二十一年 (1151) に成立した書である [和田, 1962]。また『諸蕃志』占城国の条には,  
 官監民入山斫香輸官, 謂之身丁香, 如中國身丁鹽稅之類, 納足聽民貿易。  
 とある。

## 註 (表 2)

- (1) 厳密に言えば使者が「何人」であるかを確定することはその名の復元からだけでは不可能である。ここに挙げた中でイスラム教徒とした者は特に断らない限り田坂氏 [1964] の見解に依拠している。中国人とした者は主に和田氏 [1959] に拠っているが, 和田氏も述べているようにヴェトナム系の者が入っている可能性がある。チャム人とした者はおそらくその名がサンスクリットまたはチャム語で表記されていると推定されるものであるため, 現在で言うところの一族としてのチャム人とは別ものである。従って中国やその他の地域出身者であっても, 現地の呼び名で現れることがあろうし, 逆に現地の者であっても, イスラム化した者があったであろう。従ってここで「…人」としたのはあくまで便宜的なものである。
- (2) 1には蒲訶散, 2には甫阿散, 3には莆訶散とある。4には蕭訶散とあるが, 蕭は莆の誤りであろう [桑原, 1989: 187]。ここでは1に従っておく。マスベロ氏は [1988: 119] では莆訶散とし, 散を訶と誤っている。
- (3) 上海古籍出版社版の『五代会要』では金婆叵羅辭としているが, 本文には「其年十一月, 入朝使甫阿散・金婆叵羅辭各賜綸帛有差。仍命齋金銀器一千兩, 綵綵一千疋, 細甲, 名馬, 銀鞍勒等, 就賜其國王」とあり, また4巻九七六には「占城國進奉使蒲訶散・金婆羅等辭各賜分物有差」とあるので, これは甫阿散と金婆叵羅が辞する際に綸帛を与えたと解する方が妥当である。従って金婆叵羅辭の名から辭は除くべきである。
- (4) Aには「菩訶薩布君等」とあり, 張祥義氏 [1974: 266] は菩訶薩と布君に分けている。菩訶薩は Abū Hasan の音写であると考えられており, 布君はおそらくチャム語の敬称 Po K[ɿ]uñ の音写であると思われるので, それが妥当であろう。
- (5) Aには因陀玢李帝婆羅, Eには因陀玢李帝婆羅とある。この表においてはAに拠っておく。以下, 特に断らない限りは基本的にAに拠ることとする。ところでマスベロ氏 [1911: 64] はEに基づいて乾徳四年三月の使節を因陀玢及び婆羅 (バラモン) の李帝 ([1988: 120] では季白となっている) とするが, これは誤りであろう。
- (6) 張氏 [1974: 266] は白不羅低とするが, Aには「乾徳四年三月, 其王悉利因陀盤遣使因陀玢李帝婆羅・使副白不羅低冬來朝」とあるので白不羅低冬が妥当である。
- (7) Aには李被瑛, Eには李被瑳とある。Aの乾徳五年の条には「遣使李畔李被瑛來貢」とあり, 一般に李畔と李被瑛の二名に分けられている [張, 1974: 267等] が, これはEに「五年, 又遣使李畔李被瑳相繼來貢獻」とあり, この「相繼來」の部分から「李畔李被瑳」は複数の人名を示していると考えられ, またAの乾徳四年九月の条に「遣使李畔來貢巨象一」とあるためであろう。
- (8) A, B, Cには蒲訶散, Eには莆訶散とある。

- (9) 布你齊はチャンパーの碑文 [Finot, 1904: 91] に見える, 商人を意味するサンスクリットの vanija の音写であると思われる。
- (10) A, Eには「九年, 遣使朱陀利陳陀野等來貢」とあり, 張氏 [1974: 268] は朱陀利と陳陀野に分けている。根拠は不明だが, おそらく漢人やヴェトナム人によく見られる姓である「朱」及び「陳」から類推して, このように分けたのだろう。とりあえずこれに従っておく。
- (11) 張氏 [1974: 268] は李麻那とし, 那を那と誤っている。
- (12) A, Eには李木吒哆, Bには柁吒哆とある。張氏 [1974: 268] は李木吒多として哆を多に誤っている。
- (13) マスベロ氏はEに基づき, [1911: 69] では正しく引用するが, [1988: 123] では金歐麻と誤っている。
- (14) Aには蒲訶散, Bには蒲河散とある。
- (15) A, Cには李良甫, B, Eには李良莆とある。
- (16) 張氏 [1974: 269] は亜麻羅低とし, 婆の字を欠いている。
- (17) A, C, Eには李波殊とあり, BはCを引くが李波殊とする。
- (18) Aには李訶散とあり, Eは李の字を欠く。田坂氏 [1964: 312] は李磨勿の李姓を中国朝廷からの賜姓であろうとし, 張氏 [1974: 284] もこれに従うが, その根拠は不明である。またマスベロ氏 [1911: 74; 1988: 128] は「副使訶散判官李磨勿」の「訶散判官」の部分为官名と解し, 訶散判(散判が [1911: 74] では散判, [1988: 128] では散判と誤記されている) という官位をもつ副使李磨勿とするが, 誤解である。
- (19) 原文には「五月, 其王楊甫恭毗施離遣使李補良押陀羅潘思來貢」とある。張氏 [1974: 269] は李補良押陀羅潘思を李補良, 押陀羅, 潘思の三名に分けているが, その根拠は不明である。おそらく田坂氏 [1964: 312] が押陀羅を挙げて 'Abd Allah であると解しているためであると思われる。三仏齊の朝貢使の中には蒲押陀羅や蒲押陀羅歇という名が見えるが, これらは全て Abū 'Abd Allah と還元されている [田坂, 1964: 324] ので, それとの類似から田坂氏はそのように解しているのであろう。ここでは張氏に従っておく。
- (20) Aには朱陳堯, Bには陳堯, Eには朱陳堯とある。Cには先堯とあるが, 先は朱の誤りであろう。
- (21) A, B, Cには蒲薩陀婆, Eには蒲薩陀婆とある。張氏 [1974: 269; 285] は蒲薩施婆とし, 施を施と誤っている。マスベロ氏 [1911: 77; 1988: 129] は「副使蒲薩陀婆判官黎姑倫」の「蒲薩陀婆判官」の部分进行称号と解し, 蒲薩陀婆判官という称号をもつ副使黎姑倫 ([1988: 129] では黎姑倫となっている) とするが, これは杉本氏 [1956: 239] が指摘するとおり誤解である。
- (22) Aには布祿爹地加, Eには布祿爹地加とある。
- (23) マスベロ氏 [1911: 77; 1988: 130] はEに基づくが, 除連麻瑕珈耶として連を連と誤っている。
- (24) Aには皮霸抵, Eには皮霸抵とある。
- (25) 蒲薩多婆を田坂氏は Abū Satabat というイスラム教徒と解しているが, 『総合仏教大辞典 上』 [1987: 464] によると, 薩多婆は sattva を表わすことがある。となると現地人である可能性も考えられ, また他に Abū Satabat とされた人物の中にもそのように解することができる人物が存在するかも知れない。
- (26) 張氏 [1974: 270; 284] は蒲多婆底とし, 波を婆と誤っている。
- (27) Aには波輪訶羅帶, Cには婆輪阿羅, E, Fには波輪訶羅帝とある。
- (28) Aには劉公簡, Bには劉公佐とある。
- (29) 原文には「天聖七年五月, 國王楊卜俱室離遣叱達巴李菩薩等奉表…」とある。叱達巴李菩薩を張氏 [1974: 270] は叱達巴と李菩薩の二名に分けている。おそらく天聖八年, 熙寧四年の使者の中に李菩(または蒲)薩麻瑕陀瑟とあることから, そのように分けたのであろう。ただ必ずしもそう分ける必要はなく, 叱達巴李菩薩という一人の人物であるかも知れないが, ここでは張氏に従っておく。
- (30) Aには李菩薩麻瑕陀瑟, Bには李蒲薩麻瑕陀瑟, Eには李蒲薩麻瑕陀瑟とある。A, B, Eで異なっている文字は菩と蒲, 陀と馳, 瑟と瑟である。前二者は同じ音を異なる文字で写したと考え

られるが、瑟と琶は音が全く違う。おそらく瑟と琶はやや形が似通っていることから一方が誤って書き記されたのであろう。熙寧四年の使者に李蒲薩麻瑕陀琶という人物がいるので、ここでは瑟ではなく琶を取り、馳琶あるいは陀琶でサンスクリットのデーヴァ deva の音を表わしたと考えておく。なお張氏 [1974 : 270] は李菩薩麻瑕施瑟として陀を施と誤っている。マスベロ氏 [1911 : 83 ; 1988 : 134] はEに基づいて李浦薩麻瑕陀とし、蒲を浦と誤り、琶を失している。

- (31) A, Eには蒲思馬應, Aにはまた蒲思為應, Bには蒲思鳥應とある。Aの后者の為, Bの鳥は馬の誤りであろう。マスベロ氏 [1911 : 238 ; 1988 : 138] はEに基づくが、蒲思馬應として蒲を莆と誤っている。
- (32) 滿息沙陀琶について、張氏 [1974 : 285] は滿は蒲の誤りで、蒲息沙陀琶が正しく、これも Abū Satabat というムスリムであるとする。その根拠として註(42)で述べるように紹興二十五年の占城の使者のうち判官の蒲翁都綱がAでは滿翁都綱となっていることを挙げているが、妥当であろう。
- (33) A, B, Eには蒲息陀琶, Fには蒲息陀とある。マスベロ氏 [1911 : 238 ; 1988 : 138] は蒲息陀琶とし、蒲息を蒲思と誤っている。
- (34) A, Bには蒲麻勿とあり, Bにはまた蒲摩勿とある。
- (35) 張氏 [1974 : 271] は蒲薩麻瑕陀琶とし, 李の字を欠いている。
- (36) Aには靈保麻遐欒囉底亞尼律, Bには靈保麻遐欒囉底亞尼律とある。
- (37) Aには布靈息弛琴蒲麻勿, Bには布靈息馳琴蒲麻勿, Fには布靈息弛琴蒲麻勿とある。田坂氏 [1964 : 312] はこれを布靈息陀(弛の誤り)琴と蒲麻勿に分け, 前者を Ibn al-Asdakī, 後者を Abū Muḥammad と還元し, 張氏 [1974] もこれに従う。しかし, 元祐元年十月の記事についてAには「占城國進奉大使布靈息弛琴蒲麻勿等」とあり, 十二月について, B, Fには「占城國進奉使蒲麻勿等」とある。第一章で指摘したとおり, 元祐元年八月, 十月, 十二月の記事は同一の朝貢の一連の出来事を記録したものと考えられ, そうであれば十二月の記録の進奉使が蒲麻勿である以上, 十月の記録の進奉大使は「布靈息弛琴蒲麻勿」という一人の人物と考えるべきである。
- (38) マスベロ氏はEに基づき, [1911 : 255] では正しく引用するが, [1988 : 150] では長保故倫軋丹とし, 良を長と誤っている。
- (39) A, Fには傍木知突, Dには傍本知突, Eには傍水知突とある。おそらくA, Fの「木」が正しく, その字形の類似から「本」「水」と誤ったのだらう。マスベロ氏はEに基づくが, [1911 : 255] ではなぜか傍木知突と引用しており, [1988 : 150] では傍末知突と誤っている。
- (40) 註(42)で述べる『中興礼書』の文の続きには, 「一, 蒲翁團・翁但・翁加艷・翁邈・翁僚・亞辛・沙喝・尼累已上八名, 係在番幹辦掌執人。一, 翁儒・翁雞・翁廖・蟻哆・亞娜・不隊・班兒・麻菱・日罕以上九名, 係親隨防護禮物人」とあり, 朝貢使節の名をすべて知ることができる [土肥, 2003 : 7]。『島夷雜誌』の「國人多姓翁」という記事 [和田, 1954 : 54] は, この紹興二十五年の朝貢使節中に「翁」姓(おそらくチャム語の敬称 on の音写であらう)の者が多く見られたということに関係があるかもしれない。
- (41) A, Bには部領薩達麻, G卷一七〇には薩達麻とあり, G同卷にはまた薩達麻とある。
- (42) Aには滿翁都綱, Bには蒲翁都綱とある。A所引の『中興礼書』に使者の職位, 姓名, 称呼等を列挙してあり, その中に「一, 判官, 姓蒲, 名都綱, 呼大盤, 是官資」とあるのでAの滿は蒲の誤りである。また張氏 [1974 : 273] は「蒲翁都綱以次」とするが, Aには「十一月十四日, 占城蕃首鄒時芭蘭遣部領薩達麻・滂摩加奪・滿翁都綱以次凡二十人到闕入見」とあり, 「以次」は以下の「凡二十人」の部分にかかっている。従って「以次」は除くべきである。
- (43) A所引『中興礼書』の乾道三年十一月二十八日の条(以下aとする)及びBの同年十月一日の条(以下bとする)には陳應と見えており, Bの同年十一月二十八日の条(以下cとする)には陳應祥と見えている。和田氏は本文ではbの陳應とcの陳應祥を別の人物として扱っている。ただ註においてはaの陳應をcの陳應祥の脱字であらうとするが, 脱字でなければ, bの陳應と同一人であり, bとaは一連の事件であるとする [和田, 1959 : 79 ; 102]。しかし, 乾道三年十一月二十八日の記事はaとcでは同じ内容であり, またそもそもa, b, cの記事はいずれも占城蕃首鄒亞娜の朝貢に関する記事であるので, a・bでは陳應, cでは陳應祥と異なって記されている人物はやはり全て同一の人物であると考えられる。張氏 [1974 : 281-282] もそのように考えている。この表

においては陳應祥と表記しておく。

### 参 考 文 献

<日本文・中国文>

- 石井米雄, 桜井由躬雄 1985. 『東南アジア世界の形成』講談社.
- 石井米雄, 桜井由躬雄(編) 1999. 『世界各国史 5 東南アジア史 I 大陸部』山川出版社.
- 石澤良昭 1999. 「東南アジア世界」『岩波講座 世界歴史 6 南アジア世界・東南アジア世界の形成と展開—15世紀』岩波書店, pp. 61-129.
- 石澤良昭, 生田滋 1998. 『世界の歴史13 東南アジアの伝統と発展』中央公論社.
- 遠藤正之 1996. 「10—15世紀チャンパ王国の構造」『東洋史学論集』(立教大学大学院) 2, pp. 73-91.
- 汪大淵 1981. 『島夷誌略校釈』蘇繼頤(校釈), 北京: 中華書局.
- 大橋厚子 1997. 「ウォルターズ」『歴史学事典 5 歴史家とその作品』岸本美緒等(編), 弘文堂, p. 93.
- 神田信夫, 山根幸夫(編) 1989. 『中国史籍解題辞典』燎原書店.
- 桑田六郎 1936. 「三仏考」『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』3, pp. 1-144.
- 桑原隲藏 1989. 『蒲寿庚の事蹟』平凡社東洋文庫.
- 呉士連 1984. 『交合本 大越史記全書(上)』陳荆和(編校), 東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター.
- 孔凡礼(撰) 2001. 『蘇轍年譜』北京: 学苑出版社.
- 桜井由躬雄 2002. 『東南アジアの歴史』財団法人放送大学教育振興会.
- 杉本直治郎 1956. 『東南アジア史研究 I』日本学術振興会.
- セデス, ジョルジュ 1989. 『東南アジア文化史』山本智教(訳), 大蔵出版(原著 Cœdès, George 1948. *Les états hindouisés d'Indochine et d'Indonésie*. Paris: E. de Boccard.).
- 総合仏教大辞典編集委員会(編) 1987. 『総合仏教大辞典 上』法蔵館.
- 田坂興道 1964. 『中国における回教の伝来とその弘通 上巻』東洋文庫.
- 張祥義 1974. 「南宋時代の市舶司貿易に関する一考察—占城国の宋朝への朝貢を通して見た—」『青山博士古稀記念宋代史論叢』省心書房, pp. 263-294.
- 趙汝适 1991. 『諸蕃志』藤善真澄(訳注), 関西大学出版部.
- 1996. 『諸蕃志校釈』楊博文(校釈), 北京: 中華書局.
- 土肥祐子 2003. 「南宋期の占城の朝貢—『中興礼書』にみる朝貢品と回賜—」『史艸』44, pp. 1-24.
- 長澤和俊 1989. 『海のシルクロード史』中央公論社.
- ピーター・バーズ, ロザンナ・M・ブラウン 1993. 「十一世紀のチャンパーフィリピン関係」日本ベトナム研究者会議(編)『海のシルクロードとベトナム ホイアン国際シンポジウム』穂高書店, pp. 112-118.
- 深見純生 1997. 「流通と生産の中心としてのジャワ—『諸蕃志』の輸出入品にみる—」『東洋学報』79-3, pp. 17-39.
- 藤田豊八 1932. 『東西交渉史の研究 南海篇』岡書院.
- 馬司培羅 1962. 『占婆史』馮承鈞(訳), 台北: 台湾商務印書館(原著 Maspero, Georges “Le Royaume de Champa.” in *T'oung Pao* XI(1910), pp. 125-136, 155-220, 319-350, 489-526, 547-566; XII(1911), pp. 53-87, 236-258, 291-315, 451-482, 589-696; XIV(1913), pp. 153-202.).
- 桃木至朗 1990. 「10—15世紀の南海交易とヴェトナム—中越関係への一視角—」柴田三千雄(編)『シリーズ世界史への問い 3 移動と交流』岩波書店, pp. 225-256.
- 1992. 「十—十五世紀ベトナム国家の「南」と「西」」『東洋史研究』51-3, pp. 158-191.
- 1996. 『歴史世界としての東南アジア』山川出版社.
- 1997. 「東南アジア前近代国家研究の現在—チャンパーの場合—」科学研究費補助金研究成果報告書『東南アジア史の中の「中央」と「地方」』, pp. 1-25.
- 1999. 「南の海域世界—中国における南海交易と南海情報—」『岩波講座 世界歴史 9 中華の分裂と再生』岩波書店, pp. 109-130.
- 2001. 「唐宋変革とベトナム」『岩波講座 東南アジア史 2 東南アジア古代国家の成立と展

- 開』岩波書店, pp. 29-54.
- 桃木至朗, 樋口秀夫, 重枝豊 1999. 『チャンパ 歴史・末裔・建築』めこん.
- 山田憲太郎 1982. 『南海香薬譜—スパイス・ルートの研究—』法政大学出版局.
- 山本達郎 1935. 「Ibn Batuta の Tawalisi 国に就いて」『東洋学報』22-4, pp. 1-44.
- 林天蔚 1986. 『宋代香薬貿易史』台北: 中国文化大学出版社.
- 和田久徳 1954. 「宋代南海史料としての島夷雑誌」『お茶の水女子大学人文科学紀要』5, pp. 27-63.
- 1959. 「東南アジアにおける初期華僑社会 (九六〇—一二七九)」『東洋学報』42-1, pp. 76-106.
- 1962. 「南蕃香録と諸蕃志との関係」『お茶の水女子大学人文科学紀要』15, pp. 133-151.
- 1970. 「東南アジア諸国家の成立」『岩波講座 世界歴史 3 地中海世界III 南アジア世界の形成』岩波書店, pp. 441-498.
- 1971. 「東南アジアの社会と国家の変貌」『岩波講座 世界歴史13 内陸アジア世界の展開II 南アジア世界の展開』岩波書店, pp. 437-497.
- 1987. 『アジア論II—東南アジア諸民族の歴史—』財団法人放送大学教育振興会.

<欧文>

- Ferrand, Gabriel 1919. "Le K'ouen Louen et les ancienne navigations intercontinentales dans les mers du sud." *Journal Asiatique* XIV (1), pp. 5-68.
- Finot, M. L. 1904. "Notes d'épigraphie. VI. Inscriptions du Quang-nam" in *Bulletin de l'Ecole Française d'Extrême Orient* IV, pp. 83-115.
- Hall, Kenneth R. 1985. *Maritime Trade and State Development in Early Southeast Asia*. University of Hawaii Press.
- 1992. "Economic History of Early Southeast Asia." in Tarling, Nicholas(ed.), *The Cambridge History of Southeast Asia. vol. 1: from early times to c. 1800*. Cambridge University Press, pp. 183-275.
- Hickey, Gerald Cannon 1982. *Sons of the Mountains: Ethnohistory of the Vietnamese Central Highlands to 1954*. Yale University Press.
- Jacques, Claude 1986. "Sources on Economic Activities in Khmer and Cham Lands." in Marr, David G. and Milner, A. C.(eds.) *Southeast Asia in the 9th to 14th Centuries*. Research School of Pacific Studies, Australian National University; Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp. 327-334.
- Majumdar, R. C. 1927. *Champa-History & Culture of an Indian Colonial Kingdom in the Far-East 2nd-16th Century A. D.* Lahore (Reprinted by Gian Publishing House, Dehli, 1985).
- Maspero, Georges 1911. "Le Royaume de Champa." *T'oung Pao* XII, pp. 53-87, 236-258, 291-315.
- 1928. *Le Royaume de Champa*. Paris et Bruxelles (Reprinted by l'Ecole Française d'Extrême Orient, Paris, 1988).
- Ravaisse, Paul 1922. "Deux Inscriptions Coufiques du Campa." *Journal Asiatique* 20, pp. 247-289.
- Tibbetts, G. R. 1979. *A Study of the Arabic Texts Containing Material on South-East Asia*. Leiden and London: E. J. Brill.
- Wolters, Oliver W. 1982. *History, Culture and Region in Southeast Asian Perspectives*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.